



天竺行路次所見

北畠道龍師著述

一

ル 2  
2019  
1



12

# 林

# 書

姓對身岡

目黑十項

田對燒田

岡田成規

出雲山

川岡龍規

甲斐甲

水島成平

吹賀金

立田太項

頭對繪本

身藏大項

阿波對島

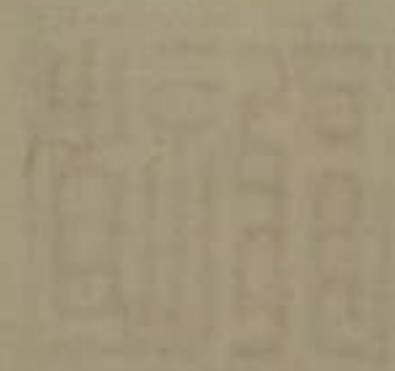
成井萬吉

1182  
20/9  
1-3



天竺行路次第見

天竺行路次所見



明治十九年七月廿日



天竺行路次所見序

余與北島老龍師交有年矣師  
住州和神浦法福寺知空師之子  
氣宇高邁有大志幼備漢洋  
二學倍講武事既長周游四方

研究釋教必知我宗教之不可  
不更革教皇書本願寺法主陳意  
見不聽明治中興紀藩奉為女卷  
事督軍改其施設頗有可觀者  
而宗教更革之事則未嘗一日忘  
於懷也及藩慶入京師專講宗

教將大有所為會本願寺法主  
命統宗務更革事有故不果師  
知時機未至於是以改然航海周  
游歐米各國聽其宗教之說又  
察其政治教育等諸事所以  
與宗教相關者轉入印度展釋

尊之傍何幸加之嗟乎可以  
觀其志矣

明治乙酉十一月下澣

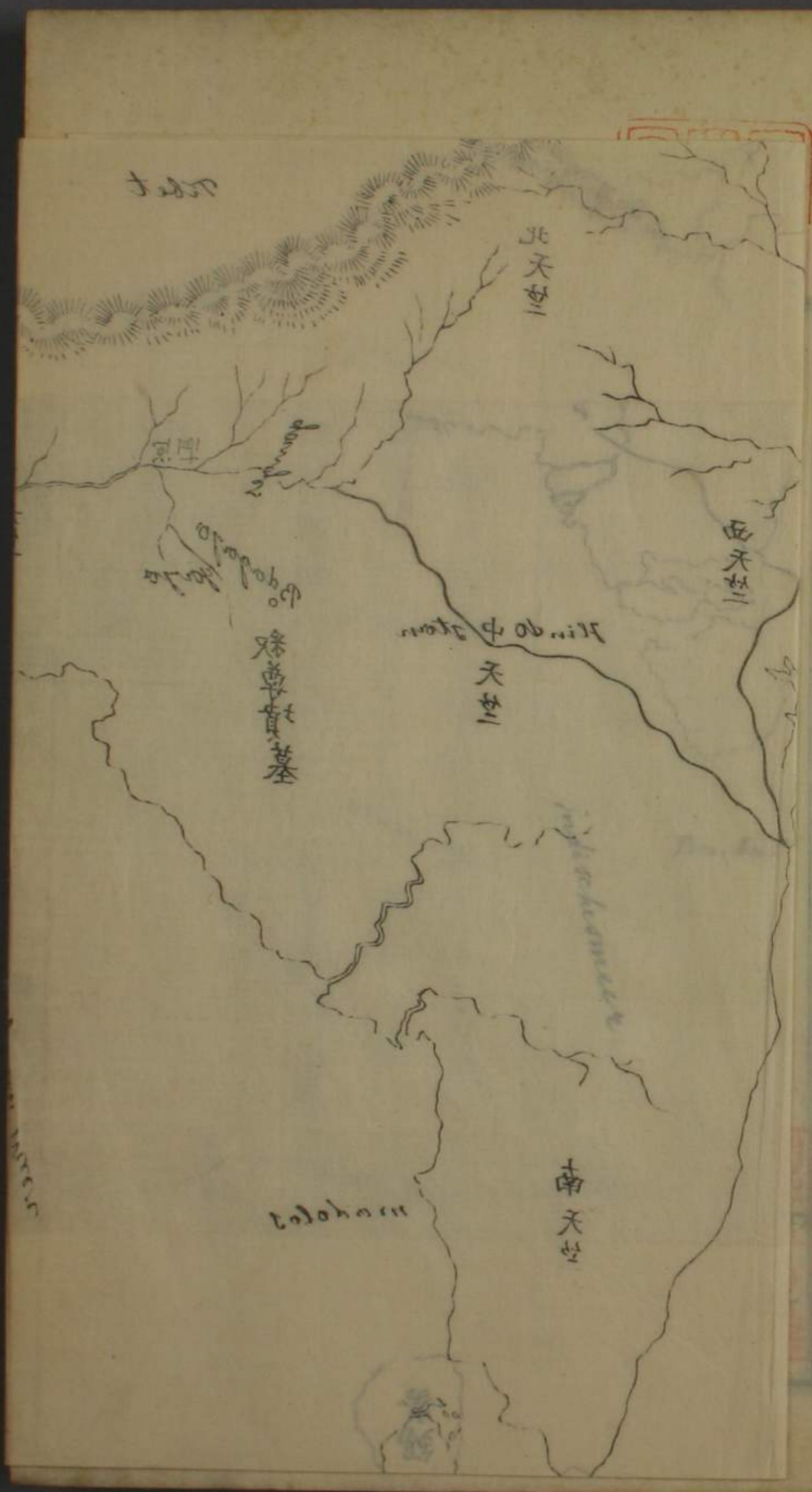
正三位伯爵源通禧識



平宋助按西海長子山  
宗我孫守忠錢教所  
起我公為信於法山狀  
後日方 乃就

子述卯亥行之名





江雁漢寫



Abylon. stan

Tibet

Beludschistan

Andos

北天竺

西天竺

Ganges

印度

東天竺

Burma

流沙河

Hindo 中 天竺

Bodogaya  
釈尊墳墓

Calcutta

Indische Meer

Bombai

Maratta

Bengon

南天竺

Madagaj

Bungalen Meer

on demoni in se in

Japan

Siam

錫崙



北島  
多  
母  
同  
部





北畠師小傳

北畠道龍師の世界周遊せらまじし談記を書きつらば先  
てまづ師の素志を知るべし夫に就て師の略傳を記  
さん師の素と紀笏和歌の浦法福寺前住知空の子

明治十四年十月十日  
中校出版

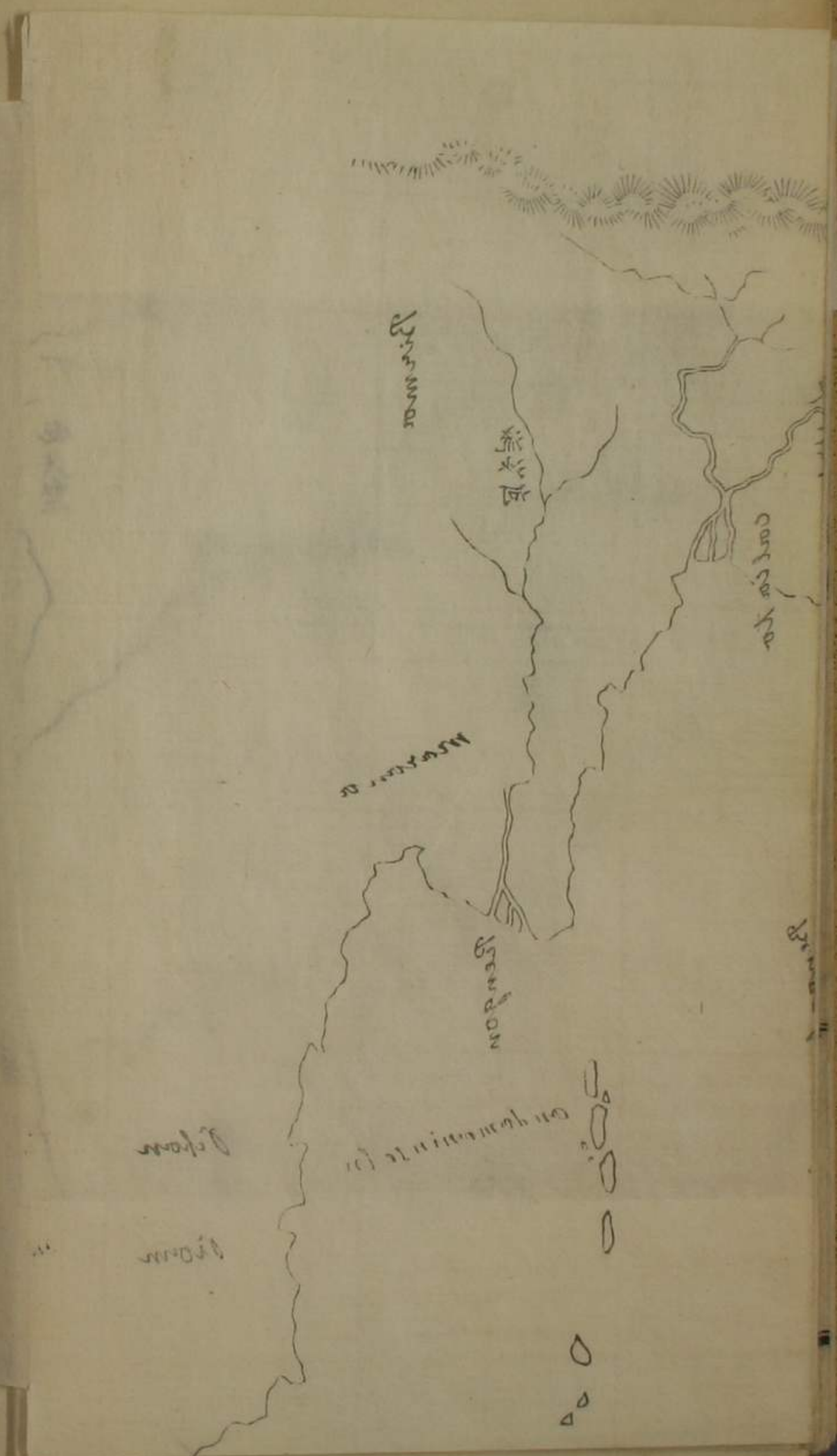




北畠師小傳

北畠道龍師の世界周遊せらるし該記を書きたりは先  
 てまづ師の素志を知るべし夫が就て師の略傳を記  
 さんよ師の素と紀和歌の浦法福寺前住知空の子  
 ありて母の同藩士族北村某氏の女ありとぞ然るは  
 道龍師年十一歳ありて浦の樸齋に就て祖萊學を學  
 び其後塚山川井の兩氏に就き終る志賀南岡の門に  
 入りて易學三禮律部十子全書等其外廣く史類に涉  
 り右南岡氏の學術既實際を主として傍ら律學  
 を以て生徒を教育し居諸恒は曰く宋の蘓軾曰く書

明治十四年十月十日  
 中村尚胤記



萬卷を讀と雖も律學ニ達せしんむ其實效ありと此  
言實然り生等能く此意を體認して其識受るる所  
の者を以て之を實施せよと深く此教は薰陶せらる  
ること多年傍ら銃馬劍槍を學て各其免狀を得たり  
是れより後國を出て天下を巡歴せしること四十八  
ヶ國其學舎に入るとと廿四塾廿八年の間宗部他部  
は就て實は苦學を極め終は京師は上り得業階は舉  
られ夫をより隆賢老は就て性相因明を學ひ或は東  
山は留りて天台を學せしと更に十餘年終は助教  
階は昇り大學林の年餘參事は抽てられ選擇集を講

習討論せしの際は方りて水戸黄門教法元益と云ふ  
十三難を出さるる中第二條は今吾日本の宗教は政  
府及び人民は對して實は元益の曠物を悉く吾  
天下の僧徒を還俗せしめて蝦夷地の開拓は從事せ  
しむべしと云ふ説あるに至る是をより以前道龍師  
既は此輿論の機芽あるを知らりて前法主は教法  
改正の建言を呈すること再び及へり然るは今又  
黄門の説あるを以て深く慨歎して更に改正の要件  
を具狀し淨泣以て呈書せしこと三度及へども終  
は聞かざる是は於て師卓を撃ち泣て曰く形を見て

始め驚く凡人の常奈何ともさるるありとて其  
り決然京師を辭ちて國に歸り吾本國に於て七宗の  
僧徒を教誘して教法改正の雛形を作らんとて乃ち  
法福寺に於て是より益文武の道と鍊磨し以て教法  
の些も世に遠からざるの意を縷々懇篤に説き示さ  
れたり是に於て大に内國の人望を收められり然  
る處大和の國吉野郡十津川天の川辻鳩の首帶川等  
の間は於て中山侍從首領とあり正義愛國の名稱を  
以て四五千の兵を擧げ四境ただ騷濫せり幕府紀州  
家は命して之を討たしむ藩主道龍師は命して之に

向せしむ師此時躬親ら鍊制せる僧俗兵の義烈隊二  
百五十名を帥て先づ高野山に登り陣を杖ヶ藪に居  
て敵の舉動を探知せり内一日開戦し及び躬親ら敵  
將澤田實之助と引組し荆棘の間は陥りて終は澤田  
を組臥せ是より摩尼街道龍王山鳩首帶川等の諸塞  
を撃破り十數戰を重ねて終は天の川の川辻の本陣を抜  
て大和の軍を鎮定し其後又た長筋の亂起る師此時  
大隊長の任を帯ひて防長二筋に向ひ宮内大野四十  
八坂等は於て激戰數十回術策聊力失をるる敵の  
首長下野小川の二首を斬りて大に軍勢を暉かせり

此役や終に交戦して國に還り藩主より禄三百石を賜ひ太刀紋服等を拜領致さたり尋て和歌山の藩政改革の事ありて文官は津田出武官は北畠師を以て武將として改正の事を行せしめ大に藩士の動搖を鎮撫し終に其改正の全功を擧げたり此は由て藩主北畠師を以て少參事と擧げせ大に其功を賞されたり師此間於ても猶宗教改革の事を本山に建呈せり亦再ひ及て其議亦容をらねし實は悲慨の至と云はざるべけんや師是をより以前蘭學を學ねし處此時の方てや藩公獨逸の兵式に依りて同藩

全國に於て徵兵令を行せたり是に於て師又獨逸學に従事して公務の傍ら太た之を勤めたり是に由りて師參事として同藩の陸軍を司り兵學總察長を兼ね務めて以て藩の改正を助けて最其功偉大あり其後日本全國藩籍還奉の際に方りて師を朝廷に推す者少くはと雖も師は素より官路を望むは非を以て教法改良を望むの素志あれは此際を限りて決然袂を拂ふて西京に入り滿五年間獨逸書に依りて理學精神天文地理等の原意を叩き終に東京にて有樂町に私塾を開き益宗教の改良を銳意し之を主張

せり于時明治十年西南の役田原坂に於て彼此共  
一日は數百人を戦死せしむるの悲聞を得て師深く  
之を悲しむ今こそ念佛の真效を示さるの時至りとして  
奮然と去て一書を右府に建呈し躬親ら田原坂に向  
ふて一擧其困痛を解くの策を具状せり右府其策を  
然りとて元老院幹事陸奥宗光氏を師に添へて西  
京に至り此事を天子に申さしむ其後陸奥氏何角犯  
罪の事ありしよつき師曾て右同行の事あるを以て  
嫌疑は觸れ大審院の獄に下されたり然るは師の陳  
情太た明了なるを以て終に放免さるたり是皆全く

宗教改良の原意は係る外他あり相次て明治十一  
年本山は於て宗義紛濫の事有るは際法主師を召  
して其邪正を裁正せしめ續て明治十二年法主師を  
抽んで本山改正の事を總轄せしめしが事故あり  
て其改正を中止せしむとい天下一般の知る所あり  
然るは師其時未だ至らざるとして専ら講義論述を以  
て僧俗を教引せしること于茲三年是より由て衆追々師  
の意の在る處を信然せしむるに至れり此時は方てや本  
山石原僧宣を東行せしめ師は説て曰く師願ひ再ひ  
本山に入りて改正の事を主らんことを爲之余使し

て来り請ふ再上せよと石原氏此事を請求する既  
よ四十餘日を経過せる末に師曰く本山倘一眞の改  
正を行へんとおれぬ今吾の天下の事を何よとか思  
へる抑も明治一新の初度より今日に至る迄我廟堂  
の諸臣堪忍苦配天下の百政を改良し世界の文明を  
學んで以て上り天皇の大統を永久に嚴格より下り  
民人の族伍を遠安たらしめんとする時あり然るは  
僧徒獨り頑眠長睡豈空過するの理あらんや是を以  
て汝實に改良の事を行へんとおれぬ余をして天竺  
及び五大洲中一般宗教の民人政治の關係と文明識

徳の淺深を全視せしめし後吾本國の宗教改良を司  
らむるあり其時始めて吾宗教の内ち政治民人  
の關係と文明識徳の教育は於ても恐らく欠誤あ  
かるべき時大に天皇政治の補弼も具わり我々  
本佛の大意を達するは足るあり苟も然る時の假令  
外國政治に對向するあるとも少くも其窒礙する所  
なく内外其宜きを得て始めて吾宗教改良の眞所を  
得たりと云ふものおれぬ汝若干の囊装を余は與へ  
よ余速かに去り五大洲を跋渉し終に天竺に入り日  
本古今衆徒の名代とあり釋尊の墳墓を尋究して他



日必を為さ所ありんとて石原是に於て愕然として  
曰く師の齡ひ既に六旬ありんとして此の大旅行を  
ふま恐らくい師の身命を保する能はざるべしと師  
笑ふて曰く丈夫苟も事は當る唯其事の結果を望ん  
て其死を算せざるあり汝唯余が現求を諾せよと云  
わきりに流石の石原又た笑て曰く諾於是二諾相合  
して終に此大旅行有りと聞く

北畠道天竺行路次所見卷一

北畠道龍師口述

西河偏稱  
長岡洗心

筆受

博識高德豪氣活潑の名を江湖に博ふにたる（受者持）北畠道  
龍師は去る明治十四年中法の爲め國の爲めに抽然  
身を挺て海外の萬國に向ひ宗教上は係る事件を視  
察せんとして歐米各國を巡回し歸途印度の内地に深  
入りし烟叢雨笠水を涉り山を跋へ若干勞苦の末に  
終に釋迦牟尼佛の墓に詣ふて同く十七年一月廿四  
日此世界一大旅行を卒へて恙なく歸朝せられたり

今其の各國巡回の次第等を記さん。抑道龍師從者二人を從へ明治十四年の冬我横濱灣より瀛船に搭して午後四時の一聲の瀛笛と共に長鯨波瀾を蹴て一瞬千里を走り四十七晝夜にして支那香港暹羅新嘉坡錫蘭雅典亞刺比亞蘇西海峽の堀割を貫けてボラデガール及び伊太里より地中海を越へて佛國の馬耳塞に著せり其里程の氣候たるや洋行の客の既よ之を知ると雖も航海の時日は由りて其異同なきにあらずされ未だ洋行せざる人の爲めは姑く師の説話を記せんとせらるあり

師日本を發せり時綿入二領を着し其上は厚き上着を套ふされ一か僅う七日あして支那の香港に達され氣候忽ち變して上着を除き綿入一領とあり夫より暹羅に至れ一領の綿入も猶過暖を感へ進て新嘉坡に達せし全く單衣とありて猶暑し又た進て南天竺の一孤島あり錫蘭に達され麻衣とありても猶暑し更ふ印度海を經て雅典に至り亞刺比亞海を越へて蘇西海峽ボラデガールに至り迄の暑さの中々日本の酷暑の候位事にていあふさりとあり時冬にして何故如斯暑きと云

一、此道筋ハゴクワートルと云ふて赤道直下ニ當  
るおれのあり是れより八晝夜にして伊太里國ニ近  
く程漸く寒くあり終ニ那布港ニ到着するの頃ハ復  
た綿入一領ニ厚き上着を套ふことニあり夫れより  
地中海を経て馬耳塞ニ着る時々全く日本を發し  
た時よりハ猶少しく過寒を感へる位にて征衣も亦  
全く舊く復せしとあり是れハ由りて地球上の氣候  
寒暖其異同のある知るべきあり  
夫より巴里ニ至り茲ニ留まること三十餘日先づ始  
めニ都府を巡回し其他有名なる名所古蹟を探尋し

及ハ風土文物の實況を見聞して大ニ所感有る中其  
都府民住及ハ道路の壯麗ある世界最勝と聞きしニ  
勝る思ひみて坐ろよ我國の古とを思ひ出し我國も  
亦一日も早く如此あらんを切望悲憤ニ耐へざり  
しあり次て初代奈破翁の墳墓ニ詣りて其功績の偉  
大なる事を見又た有名なる各大寺に巡詣りて其宗  
教威稜の大小等を見て其感少からざりしあり何れ  
巨細のことハ再ハ此ニ來りて取調ふべき事也ハ這  
回ハ短留ありて發をべしとして終ニ錢道を促かし獨  
逸の伯林府ニ達したり師ハ素より獨逸書を讀得る

天竺行各文行

を以て獨逸の談話に依りて都て調方の大本を此の伯林に於て預め見通しを著け而して後其他の各國に到りて調ぶるか最も便ありとて乃ち旅杖を伯林府のアルチレリーストラッセと云ふ街に留めたり爰に於て有名なる「ゴロースプロフェスソル」(精神學及政治學の博士)等の諸大家を更るゝは雇ひ入れて「ナトアウイツセンシヤフト」(天然學又ハ有形學)と云ふ學問の筋に就て種々宗教の關係と又た「イデアールイスモス」(無形學)と云ふ精神學等も就て宗教の關係と及ズアリスモス(無形有形合中學)の學派も就

て宗教の關係其他政府及び人民との宗教關係の廣狹等種々詳細に取調へる其中「カンスクリット」(梵學)の博士「オルデンブルヒ」と云ふ人は相對て都て世界の宗教を談する所る基督教の過去一重未來一重を立ると又た吾が佛教の過去重々未來重々と立るとは就て凡そ精神有るもの「ゼーレワンドルン」(輪廻)の有無を論じらるゝ至れり(此事は昔し印度に於て佛教と外道教との争ひは亘りしことわり之れが為めは佛菩薩の解深密經及び瑜迦論顯揚論成實論因明論等を説き又た外道の金七十論及び宗輪述記十

句義論等を説けり此の論の委しきことい吾の別記  
は既之を詳しせり然るは此の過去未来の一重と重  
々として就て輪廻の有無を論ずること即今世界一  
般宗教上の一大問題として最も歐洲識者の深く論  
究する所あり蓋し之を了得ざるの如何は依りて宗  
教原意の興廢を釀さす至らむ凡そ宗教上は心を用  
るの識者廣く此の分界を洞視して深く其斟酌あら  
むことを庶幾するあり  
然り而して獨逸全國の實形を見らば其の海陸二軍  
を能く整頓するもの一國の威嚴力を逞くするもの

かり又た文部の教育を能く整頓するもの一國の識  
徳力を逞くするものあり此の二者を調整して能  
く其國を整治するもの一政府あり而して其威嚴力  
たるや識徳力は依りて成立者にして識徳力を全  
其威嚴力を修正するの大木あり是れ此の威嚴力苟  
も其の大本を失する時威嚴も威嚴も何れも力も  
力もあらばして却て夏桀殷紂失國の覆轍を履むべ  
き一廣く世界の歴史上は於て徴すべきあり是れ最  
も執政家の注意をすべき所にして僧家も亦深く關り  
戒むべき所あり然るは獨逸政府の如きは能く此の

二つの者を調整して之を雙進せんことを努力勉焉  
をること殆と二百八十年来といへり是れを以て百  
政翕然として其の所を得即ち其武其文の如き全  
世界上は卓出して敢て之れを比肩せざるのあき所以  
亦以て見らばきふり是れを獨逸全國の文明と云ふあり  
諸て此の文明と云ふ字の古代希臘の「コルトア」と  
云ひ獨逸之を譯して「ビルドング」と云ふあり又た此  
の上は「チビルガチオン」と云ふことあり之を譯して  
開化と云ふあり是れ此の文明と開化の二つのもの  
の共々民人治徴の佳稱にして此の二つのもの働く

所ら自ら其次第ありて其場所も亦異なり此の事  
就て「スタイン」氏の直説あり他日陳をべし識者の  
既其部分を知るといへとも凡庸以下の者の之を  
混解して文明開化の名を以て互ひ之を代用し或  
ひ之れを混稱するに至る實は悲むべき哉而して  
今此の文明と開化の二の者の大結果を到達するも  
のら全く「ウンテルリヒテン」の教方と「エルチーフン  
グ」の育方との二の者は在る等の大とい一朝聊爾の  
盡を所よりけりされの後編を俟て詳に陳述はし然  
り而して師獨逸に留まること一年及び小半其の筋

々の識者を雇ひ豪氣勉焉夜以て日は繼ぎ其調整を  
所のもの殆と盡さることあしと云ふ其の中一二を  
擧て之を云へた上天子に就て宗教關係の原意を始  
り憲法中宗教の關り立つべき道理より其他文部  
省の組織は就てハ「ウニホルムテート」の大學「ムナ  
ジューム」の中學「エレメントン」の小學及び啞  
院育院幼稚院女學校其他「アワミニエ」の一家の家  
族の治安等の教育等或ハ元老院に就てハ上院下院  
の組織より僧徒の之れに關り議すべきの道理よ  
り及び海陸二軍中ハ宗教の入るべき規則方法等よ

至る迄も遙か又世界の原理は基礎き廣く上中今三  
古の歴史上は徵明し尚又各國現今の政體は照會し  
て其實際を取調ぶること亦殆と遺漏おしと聞くな  
り是等の大とも亦一朝聊爾の盡け所は非ざれを何  
れ後編を俟て陳述をへきあり  
然かる凡そ事柄を詳しせんといはれ先つ其の地  
理經國の布列を知らずむを何事も烏有は屬する故  
は孫子の兵義を談ぶる常は先つ地理を占ることを  
先きとて即ち勢源の貢承ハ左氏春秋の爲り地理考  
實と云ふ書を著して其國土距離の實際を指示され

より左氏春秋二百四十二年間の政略戦闘一治一  
亂の實況始めて晰然たりし亦ともあれを令目みよ  
獨逸全國の經圖緯絡を述る以て政治宗教對係の如  
何を見らば便せむとせること左の如し

先づ獨逸全國を稱して「キユーニヒライヒ」と云ふ是  
れハ王國と云ふあり此の王國を別けて數多の  
「プロビンツ」として即ち「カネ」のことあり此の「カネ」の下たは  
「オーバープレジデント」と云ふ一カネの知事と及ひ「  
ロビンチアールラート」と云ふ役所を置り是れハ  
一カネ議員から撰擧さきて常置れて有る役所あり

是れハ議事の有る毎人か更ることとあれを又た  
更らぬこともありなり次は此カネを別けて又た數  
多の「レギールングスベチルク」と云ふ是れハ日本  
の縣に當るなり此の下たは「レギールングスプレ  
ジデント」と云ふ縣廳を置き又た「ベチルクスラート  
」と云ふ一縣議院の委員を置きあり次は此縣の下  
たは數多の「カライス」と云ふ郡を置き此の郡の下た  
は「ランドラート」と云ふ一郡の政治を司どる郡長  
を置き又た「カライスアウスシュエ」と云ふ一郡議院  
の委員を置きあり又た郡の下たは「スタートベチル



クと云ふ都府を置く是れハ「カライス」の下たは於て  
都府の在る所を「スタートベチルク」と云ふあり此の  
下たは「スタートマガストラート」と云ふ府廳を置き  
又た「ビルゲルマイステル」と云ふ都府の首を置くあ  
り又た此の下たは數多の「アムツベチルク」と云ふ在  
所を開く此の下は「アムツウオルステール」と云ふ其  
の長を置く是れハ昔日日本の大庄屋の如きものあ  
り次は「アムツアウスレユス」と云ふ「アムト」議院の委  
負を置くあり又た此の下たは數百の「ランドゲマイ  
ンデ」と云ふ村落を置き其の下たは「ゲマインデホー

ルステール」と云ふ村長と又た「ゲマインデヘルトレ  
ートング」と云ふ村落代議人を置いて以て全國政治の  
經度を定めたり是を獨逸全國の經圖緯絡と云ふあ  
り

右政治上の割方は就て宗教上の部判も亦之れは相  
應せざるを得ざるが故に之れは就て獨逸全國の宗  
政の割方を陳せむは先づ「コルトスミニステリユ  
ム」と云ふ文部省を置き其傍らに「オーベルキルハ  
ンラート」と云ふ最も高尚なる寺役所を置く之れ  
ハ天皇より全國宗旨の寺務を主らせり高僧を選擧

して置く寺役所として普國全國は一つあり次は「ゲ  
子ラールジノ」デと云ふ全國宗旨の大會議所を置  
く是れも普國全國は一つあり次は「ゲ子ラールジノ  
ダールラート」と云ふ役所を置く是れは政府から  
寺に向ふての關係を常は注目して居るあり是を「ジ  
ノ」デ議長や副議長及び一二の議員から選舉され  
常は組立て、宗旨のことを支配する役所を云ふ  
り是れも亦普國全國は一つあり是れは「ジノ」デの  
集會の有る毎は人か代ることあり亦更らぬこと  
も有るあり次は「ゲ子ラールジノダールラート」

ンドと云ふ役所を置く是れは「ジノ」デ集會の解散さ  
る前は數人の議員を選て宗旨社會の事件を代議さ  
ることを主らせ置き若も大議が有り時は臨時は  
「ジノ」デの集會を組立て上の「ジノ」ダールラート」  
の上役所と通し合ひ治りを附ける是れは専ら寺と  
人民の關係は注目するあり以上の五役所を「キューニ  
ヒライ」と云ふ了全王國は屬するのとするあり  
此の下は州は就き縣は就き郡は就き都府は就き在  
所は就き村落は就きて寺の大小の割方と又僧徒  
の學力は依りて昇降の仕方等は就て種々事狀有

りと雖ども今一朝は盡を能はされを其詳細の他日  
を俟て辨陳をへきふり

如此く政治と云ひ宗政と云ひ擗鼓の相應を如く  
互ひは能く整頓して教育二方を翼賛し以て其發現  
する所の智識道德の好結果は到達せんと欲する  
り是れは由りて天子政府をして世の文明を引き進  
ましむきを宗徒も亦其文明の正尖は立て之を彌け  
導くこと實に至れり勤めたり吾り内國宗徒の文明  
關係の如何を知らざるもの類ひはあらざる  
り嗚呼吾り内國の宗徒深く之を思ふ然り而して如

何は道德自由如何は智識自由とい雖とも天子統下  
の民人は發現する所の智識道德おねの之を修整す  
るの方法(教育は属する教育及び建物等)懇到良實は  
東縛教育はあはれ成る丈け行届き天子の手の中よ  
り出てこそ民人得る所の智識道德あるものも亦全  
く天子の恩波は薰陶育艱されて決して方外の逸徳  
逸識の之れなるべきあり是即ち天子天下を率ゆ  
る方法の寛の寛たる所以あり英國佛國等の餘り道  
徳と智識は自由を與へ過ぎて勝手は成立つ所の氣  
儘道德氣儘智識を以て時として天子政府へ抗敵

さるりの類、類、い、何、さるあり、借、其の寛、天下  
を治むるの要具あり、然る、其の寛、濫逸せるもの之  
を縦と云ふあり、昔、明の馬翊曰く、元の天下を失ふ  
の全、寛、由、太宗笑ふて曰く、夫れ、寛、采政の要  
具あり、元の亡ふるの寛、何、縦ありと、凡、天下  
を率ゆるの方法、就、此の寛、縦の分、深く、憾め  
さる、へ、さる所あり、而して、夫れ、方法の美、則ち  
如何程美ありと、雖も、方法の素より、死物あり、之を、活  
用さる、唯人、何、まの政治と、あ、宗政と、あ、唯、其  
の人を得るを、以て、最も、大至要と、さるあり、太宰、經濟

録を書して曰く、唯、豪傑の人を、俟つと、天下、皆、其れ之  
を思へ

吾か政府、廿三年を、俟て、憲法を、制定せらる、よ、必  
す、是、等の、左右を、能く、取捨して、吾皇、統の、萬歳を、確ふ  
し、亦、吾か、民人の、安心を、永ふせん、ことを、余、等、首を、延  
て、樂み、待つ、所あり  
然る、又、獨逸國、は、於て、ル、一、タプロテスタン、宗と、ロ  
ーマン、カトリック、宗と、ユ、ー、デン、宗と、三、宗、有る、中、ル  
一、タプロテスタン、宗を、以て、國教と、する、あり、之、は、就  
て、一、つの、説話あり

抑も獨逸國の如き天子親らビスマルクを抽んで之を大宰相とあし百政を完任して毫も疑ふ所なし此の間は當てや若干の讒譖之を冒を去と何れも敢て之を動す能はず又た數度の砲撃或は之を狙むること有るも君臣共其艱險を免れて其依托する所のもの猶益之を變むることなきあり然り而して上は云ふ所の政略を以て勉焉致々として全國を統治せること茲は殆んと數十年あり是れより即今此の如き比肩少なき旺盛なる文明の國との成れるあり是れ即ち天子の全任は之れ由るとい雖も

其實の獨りビスマルクの力に在りと云ふも可あらんか是れ小就て猿も木から落るといふ諺有りて此の如きビスマルクありて一の大國累を惹き起し其事の根原を云へ即今獨逸國の廿六ヶ國を聯合して之を合衆獨逸と云ふあり其國の威力強ければ強かりと雖も亦云へからさりの情實ありて魯西亞との兼て相互ひは其隱妬する所を免れず其上奥國とい千七百六十六年の戦痕もあり又た佛蘭西とい同く七十一年の戦蹟も有りて陰然互ひは相妬疑をるの心なきよしも何とぞと今日天子宰相若も

一 朝死亡する有らむ後は是れ此の數大國必を吾國  
を併呑することもあるに際しては今日の廿六聯  
邦と雖も復た或の蹶の心を生せしむ云ふ一か  
らさを其時きの迎も今日の國威を相保つ能はさ  
るつけねら兼て其豫防を為さへしとて少しも廿六  
聯邦より相與かることある全く二千八百萬人口の  
獨立獨逸國は於て今度始めて新に烟草の「モノポ  
ル」(烟草税)の税の征らざりしありを征り其價を以  
て更に五十萬人の新軍を組立兼て有る所の百五十  
萬の兵を合せて都合二百萬の大軍隊を大成せんと

欲を有るあり

宰相「ビスマルク」の意は謂はらく今日吾獨立獨逸國  
は於て此の如く更に五十萬の新軍隊を増加し置く  
ありえ縱令に陛下及び我輩死亡の後と雖も如何に  
る詭黠狼狽の鄰國も敢て吾邊を窺ふとを得ざる  
べし左をれば廿六聯邦の狐疑心も亦果して之を撲  
滅するに足る時も吾獨立帝國の大統萬世に鞏固を  
らむと思考せり  
之れより宰相「ビスマルク」今より八年前は何とあ  
く右の意味を會んで烟草の「モノポル」を征らむと

欲をる一種の建言書を獨逸の大議院に差出された  
り然るは議院之を會評集議して終に此の案を退斥  
せり夫れより年々七月大議院の議事有る毎に「ビス  
マルク」懇々事情を叩き切々心事を盡して泣て右草  
案を差出さること昨年迄既ハ八度ひは及べり其の自  
ら任むるの重き又た其國を思ふの厚き誰れり之れ  
ハ感發せざるもの何くむや然るは議院之を理解し  
て亦復た之を退斥せり此の如き「ビスマルク」の建言  
にして此の如く議院の之を退斥する所以のこのの  
表面から云つを獨逸全國の爲に「太た取らざる所

あり然れども是より何角一種の原因の有るからんか  
と我等獨逸國淹留の中竊か其源意を尋ぬるに今  
より十年以前宰相「ビスマルク」獨逸全國政功偉大の  
威稜を自負して吾内國の「カトリック」宗の日ハ怪濫  
は月ハ妄貪あるを太だ之れを惡くみ終に憤然卒爾  
は其宗の高僧三百六十余人を他國に放逐せり爰ハ  
於て世人皆謂はらく宗旨の信仰ハ宰相と雖も敢て  
之を推移すること能わざるものあり然るに今「ビス  
マルク」輕易に此の如き暴作を為さるものハ其志念恐  
くも獨り「プロデスタン」宗を取りて我ガ「カトリック」

宗の如きの悉皆之を亡滅せんとせざるは在りと爰  
は於て全國カトリック宗の社會我宗徒の排斥され  
しを大に悲んご其後ち互ひは申合せ嘗膽苦勵追々  
其社風を改良し又た徐々他國より高僧を招聘し  
て社會の教育を勉勵せしより社風終は一新して  
道德知識の高き者頻りに輩出せざるに至れり然るは  
此の社會の識者即今多く大議院に出で議官の位置  
は班列せざるもの「プロテスタント」宗の議官よりの殆ん  
と多數に至れりと云ふあり然るは此の中「プロテス  
タン」宗の議官は其「モノポール」を征る事を容易に許

をとな雖も「カトリック」宗の議官の如きの常之を  
不可として少しも之を許さざるあり而して其事由  
道理を述るゝとも亦「プロテスタント」宗の議官よりの  
最も緻密深切にして其議を執る者も亦多數あるを  
以て宰相「ビスマルク」の建言終は之が為は挫折され  
しと云ふ其まつて同國諸新聞上及び一人の云ふ所  
は由る時「煙草」の「モノポール」の屢退けらるゝの豈  
其事由道理のみは由らんや其實は先年「ビスマルク」  
の為め同社宗旨の排斥されしを深く怨恨せざるの心  
意は専ら之れ由るあれをとももの大に「モノポール」



の建言を必き果さむとありてカトリックの宗旨を  
以前の如く之れを恢復せしむるありと云々せり是  
れ獨逸全國の衆評あり然るは「ビスマルクも亦窃か  
に此の意味を知らざるはありざる故は今より四年  
以前何となくカトリック宗を以前に復せむとを  
其社會の者及び羅馬の法王「イリ」は照會の末につ  
づあり我が獨逸國は於て羅馬の宗規の折衷して  
恢復せしむと云送りけを法王末段の答は曰く  
我宗教の世界一般を以て立つ然るは今獨逸一國の  
みは其折衷を許さるときは他の各國も亦必き物議を

生さへけれを其差支へ太た少からざるあり若し折  
衷して恢復せむとありて排却の儘捨て置かれよと  
云これしあり世人皆曰く是れは法王獨逸の内かぶ  
とを充分耽視したる答へありと爰は於て兼て豪膽  
不羈ある「ビスマルク」も大に進退維れ谷まりて之を  
奈何ともさるふとあり爰は於て自ら謂はらく若し  
全分を復さる時之を排斥せし威権を奈何又た  
若し之を復せざり時我か國永を奈何せんとして既  
は先年卒爾は之れを排斥せしは國の爲り我  
か死後迄の一大欠典ありと竊か之を悔やみ居ら

れるよし其筋の親しき者の話しかり澳弱の諺曰  
く朝喜ふ所の者又就て夜泣くとい果して之を云ふ  
か亦此事たるや實は國の大事あり如何か相方附く  
へきやと世人一般目を拭ふて見所とありてありし  
あり

是は就て歐洲各國の識者皆曰く夫れ「ビスマルク」の  
豪氣智識の二つを兼具したる有名の大政事家あり  
然るは昔時國の威力と自らの豪氣を買みよ太た御  
し易き現前の宗教を輕易は排斥したるは是れ即ち  
一時の所見より出るものありして深く其の智案を永

遠は用ひたるものありざる乎又た今日烟草のモ  
ノポールを征りて太た保ち難き死後の國安を永世  
は保たんと欲するもの深く其思慮を勞したるを  
のみして決して一時の輕發のあらざるあり然か  
し昔日の輕易は今日の深慮のむより若も今昔  
ともは始終綿々深慮せられたるは斯る妨害は生  
せざるべし實は大家の一跌國の為めは太た哀戚を  
べき所ありと是は由之を云へば凡そ政治者の國  
の為めは其智慮を運轉せられんは其場所と其時  
日を能く思察すべきは素より言を待さる所ありして

五段目の猪ハ九段目に出ての大變了出ざります  
猶種々所見ありと雖も先つ是れよ閣筆し鬼も角  
先途又急がんとさるあり爰於て師謂つらく予預  
ねて企望さる所の調査の大數略之を了得せし上  
是れより各國を歴遊して益其の實際の同異得失の  
多少等を見らつしとて明治十六年二月末獨逸國  
を發して直ち露西亞の彼得堡魯西亞の都府に至  
る此途凡そ五晝夜半許りの鐵道を歴たり夫よりホ  
ーランド「バイエルン」エルザツツ等を経歴して四月中  
頃終ひは奧國の維納府に至り預ねて世界又其雷名

を轟したる「ヒナンツウイツセンヤフト」(經濟學)及  
ひ「スタートウイツセンヤフト」(政治學)の「プロフエ  
ツソル」(博士)「スタイン」氏を叩き是迄種々取調べし所  
の實際は就て猶其上の裁判實説を聞かんとしてせし  
折節「スタイン」氏の同國大學校の教授に從事して即  
令繁忙も亦甚しければ願く師七月頃再び爰來  
り給ふ其節の不肖あがら我か増知さる所のとのい  
如何やうも陳述をべし其の上へ我れも一つの望  
ありて預ねて「リアンタール」(東國の宗教の原意と  
及び孔子教の實地を聞かむとをれと是迄日本より

來る所の人も多くの壯年淺識せんしきにして聞けども其實體を盡つくを能よいど遺憾いげん少すくからざりしは今師の爰こゝに來るの幸さいひは我の素志そしをも亦果またも秋あきふきの師此事を我れは教をゆるあゝを我の天幸てんきうも亦太まただ甚おそろしきあり老体疲勞ろうたいひひろうもあらむのあれど願ねがひ七月頃復ふたた再またひ爰こゝに來り給たまはんことをと云いわれしあれは師も亦其意いを深ふかく了り知ちして然しからば歐おう亞あ各かく國こくの猶なほ殘のこる國々こくごを打巡うちめぐり英國えいこくは行き亞米利加あめりかは渡り同國宗教どうこくしゆきうの實況じつきやうを取調とりしらぬ末すえへ再またひ尊府そんぷに來りて問とひ參まらむべし願ねがひとくは其節高見そのせうかうけんを示しめされよと云いわれしは「スタイン

氏し曰いく貴師きしは年既としは六旬むくじゆんふして世よは名高なたかき世界せかい第一だいいち一の荒海あらかしと云ふ大西洋あつしやうを越こへて亞米利加あめりかは趣おもむき復またた同海どうかいを航かうして英國えいこくへ立歸たちかへらるゝといふは豪膽かうたん不ふ屈くつ實じつは感餘かんより有りといへども其艱苦かんくも亦甚またしけむら其身體そのしんたいも亦必またを疲勞ひろうをべし凡をそ其艱難かんなんあるを知りて之これを踏ふむら君子くんしの爲ためざる所ところあり夫れとも必かなく米國べいこくは行かんことをなれを一旦いちたん日本にほんへ立戻たちかへられ横濱よこはまより太平洋たいへいしやうを經へて更またらば渡航わたかうさるゝあらむ海上かいしやうも太まただ平穩へいゑんありて航海かうかいの都合がうごも萬事まんじ安全あんぜんなるべし吾國わがくにより直ちかく米國べいこくに至いたるゝ道程みちかた太まただ迂回うかいにして

且危険も亦甚しければ、吾意も從ひ給へと切  
止めらましが師之れは答へ云はるゝ。我れ  
元と日本を發せし時の願ひの廣く五大洲中を跋渉  
して其各地方の宗教政治人民の關係する所の如何  
と及び其三つもの、間を行もるゝ所の教育二方  
の組織より文明開化の如何か成立ち居るやを見て  
以て他日歸朝の上へ少しく爲す所あらむとせむ  
おれは今米國の五大洲中の一大國にして宗教も亦  
隆盛ありと聞けり。此の行を止めて不見は屬するを  
實に我が素願は背くおれの折角の御懇拘おれとせむ

之を輟るゝ忍びむ。又た今より直ち天竺へ渡り再  
ひ歐羅巴へ立戻りて亞米利加を貫けて日本へ歸ら  
むとせむ。天竺の往來の實は大難事あり之れは比  
をれの大西洋の來往の難しといひ雖も猶易けれの願  
こく先づ亞米利加へ行て再ひ歐洲へ還り終て天  
竺へ至れむ其旅行たるや太だ迂回艱險ありと雖も  
我が望は於て少しも其背く所おければ氏願こく  
の吾が望を達せしめよと云はれければ流石のスタ  
イン氏其の志の少しも撓むべからざるを知りて且  
感して曰く老骨益健ある哉如斯承る上の唯師の志

任かされよと然るも今日の即ち日曜日あるを以  
 て「スタイン」氏も僅か閑暇あれば地方より出で少し  
 く散歩を試むべしとて相伴ひ瀛車を乗りて維納府  
 を發し一時三十分間を経て「ワイトリン」ガオ村に達  
 せ抑も此地の維納の都府を距る左のみ遠のくざら  
 所にして三方は山を控かへ其山悉く緑樹森鬱たり  
 中は一水の川流を快通して其水も亦潺々潔々たり  
 實は寂然たる幽境にして夏季は貴顯紳士避暑沽  
 涼の為めは多くの別業を經營するの地あり去る程  
 は「スタイン」氏の自今別業は師の一行を伴ひ醺を

張りて美酒佳釀を排列し鄭重に饗應されり師は  
 其懇到の淺のくざらを謝し數酌微醺を得て主客互  
 ひは其の歡を盡し霎時談話は時刻を移しぬ其の談  
 話の末は「スタイン」氏曰く當所の即今閑静なるも夏  
 季は際して避暑の客都府其他より茲は輻輳り來  
 りて此地の清冷を越ふもの少ありされば閑静の  
 境も其時の變して雜沓の境とあるは年々の大とな  
 れば其時の時候既に移りて盛夏あれば逆も維納府  
 は留まる大との恐りの耐へざるべし依て此地は  
 寓居するは如かずと雖も其期は望まを避暑の遊客

夥多ふして借るべき家もあければ太た無益に似た  
れども今より家賃前拂にあし来月より若干月借切  
の定約を致し置き七月再来の都合を成置かる、方  
然るべしとのみとみ従ひ同氏の別業の鄰りは一小  
樓家の有るを幸ひ凡そ滞留の見積りを立て此月よ  
り向ふ十ヶ月間借切の約定をなし置き必む七月に  
復た來るべしとて互ひに金諾を結ひつゝ、スタ  
ン氏と惜き袂を別ち夫より佛國阿蘭陀等其他の各  
國を経て英國に至り姑く倫敦府に滞在せられたり  
却説も道龍師の曾て本邦出發の節二人の從者を從

が一行かれしが事故ありて暇を遣り英國に於て更  
に黒奇雄二あるものを雇ひ從者とあしぬ抑此の黒  
崎雄二ある人元と茨木縣の士族にて先年學術修  
業の爲め遠く英國に航し商業學校に修業せしが  
學業稍成熟したるより當時恰も歸朝せんと欲さ  
るの際あるを以て師が印度の内地へ趣あると聞  
き是の甚と面白き旅行を是れ是非同伴したしと請  
えれし故彼此の都合此上あしと又手こそ從者とい  
あせしありとぞ去きば行き方を急がんと師の黒  
崎雄二を具して夫れより英國の「レパポール」の港に

至られたり諸是迄經過する所の魯西亞、ポーランド、  
「エルガアツバイエルン」阿蘭陀、太利、噠國、瑞典等の  
國々の大とも委しく述べ度くは何れと後便を待て  
追く開陳せんとするあり

皆て此の「ロパポール」の港より郵便船を搭じて彼の  
大西洋の荒海に向ふて發航せり抑も大の大西洋の  
歐洲の西に當り頗る大海にして海路凡そ三千六七  
百里ありと云ふ而して一日の内海上に濃霧の起る  
大と殆んど六七度及び其時の海上宛も夜の如く  
實に咫尺も辨し兼る程の大とにして満艦子燈を照

き其燈さへも螢火の將に消んとする如き分野あり  
て瀛笛を吹き鳴らしつゝ、船の行く大と蟻の匍匐よ  
りも猶遅き位の大となり是の船と船との衝突と又  
た氷の山杯に突き當らむことを恐るるあり一日船  
の舳き左舷十七八町向ふに當りて長さ五里許り幅  
二里半許高さ帆檣三倍程もありあむと覺しきアイ  
スベルグの氷の山が流を來るを見たり若も此船が  
彼の氷の山に觸れた時よの船体忽ち破碎して之れ  
が爲めは荷物人命等を失却する者其例少からずと  
聞し豈危険ならむや其他屢二丈三丈の氷塊の流れ



来るを見る其幾數を知らず皆氷海より流れ来るものど斯く奇變の有る荒海おれの風波の激烈きふとの申も更らふり夫より十一晝夜は同洋を乗り越へて終ひは即ち明治十六年五月上旬亞墨利加之サンデフークと云ふ港に宿泊し夫より進て紐育港に到着せり

此時師の同船され一<sup>カ</sup>下等人民の凡そ九百五六十名許りある皆合衆英國の愛爾蘭の人民にして内國にては活路の立難きと何角物議の有るより皆米國に逃れて生活を計る者ありとぞ又た他

艦も下等人民の凡そ千二百人計りも同日に入港せり是亦瑞典、暹國、佛國、獨逸國等の人民の逃れて米國に入る者ど斯く船便度ひは歐洲人民の米國に歸化せる者餘程多數と聞<sup>ク</sup>此は於て亞米利加と歐洲數大國の下民生活の安否を實見し其感太た少からざりしあり夫より上陸して紐育第一なる「ワインソルホテル」(旅館)に留杖して翌日より「セントラルパルク」と云ふ壯大なる散歩場を始め「ワツサクエー」レと云ふ紐育府五百萬人の飲水の水源等を巡覽したる中別て一段奇觀ある紐育府内の鐵道あり其

の鐵道たるや都府一般民家の二階の上へは鐵道を架して往來の人の皆悉く空中を飛び走る鳥の如し是ふ於て振顧みて思へを英國龍動の如きは都府の鐵道の悉く地の底に在り宛も羅網の縦横は引きしは異あらず其地の底を走り廻る人の宛も土鼠の土中を走るか如し如此國が異れば其鐵道の構造は就ても異同有るの政府議院の考への違ひより來せざるものありと思へど其感も亦少からざりしあり然かるも此の亞米利加之世界第一の大なる大とを工夫する國にして鐵道を云へを桑港より紐育港に達せ

るの間は七晝夜を乗り通す鐵道あり此の鐵道たるや河を渡し谷を亘り或ら山と山との間は架して其工業の壯大ある恐くは神手鬼工は出で、人力の爲し得へきものと思えれざりしあり然るに今又た亞墨利加有名の「ブリツクリン」と云ふ大河の一の大なる橋を架けたり此の橋たるや英里にして一里半餘りありと云ふ余紐育に着るの後五日にして此の橋の開業式に際して面の當り其の實際を見るに橋の右側の馬車荷車の通路とし又た其左側の一條の鐵道を敷て汽車を洞通せしめ其中央の最も大路は

して人をして来往せしむるあり而して其橋の中央  
ある最も高き下たの數百の蒸氣船等大小と亦く自  
在は通行せしむる様は構造せり其高上と延長との  
實量の今之を筆尖は詳悉は盡難き所あり而して此  
橋の費用の元と百五十萬弗を以て十箇年の間に全  
築すべき積りありしが終は九百八十萬弗と十六箇  
年余掛りて落成したりと云ふあり余は夫底世界中  
の百橋の皆亦これを見られたれども今此のブリツクリ  
ンの架橋は比及すべきもの一も亦しと思はるる  
あり實は世界第一の大橋と云ふべきあり其他の大

業工事あるもの太た少からずと雖も今之を略して  
此れは由りて之を觀るは將來に於ては必ず世界第  
一の最も卓出せる富強の大國とあるべきは亞米利  
加ありと思はるるあり  
夫れより華盛頓府を始り國々を巡覽し其地方に於  
て其筋々の人を雇ひ先づ大議院の組織を始り及び  
百政の行はるる所は於て宗教對係の如何等を悉皆  
取調の上即今米國は於て新に獨立せる所の「モルモ  
」子に宗を見らるる此宗は北亞米利加之南の方で當  
て「ウター」の「テリトリウム」と云ふ場所は於て「モルモ

一子<sup>レ</sup>國<sup>ヲ</sup>を立て此國<sup>ニ</sup>於て「<sup>レ</sup>チヨイスミット」自<sup>ラ</sup>から  
法王<sup>ト</sup>稱して立<sup>ル</sup>所<sup>ノ</sup>の宗旨<sup>アリ</sup>が故<sup>ニ</sup>「<sup>レ</sup>モルモ一子<sup>ノ</sup>」  
宗<sup>ト</sup>と云ふあり此宗<sup>ニ</sup>所有<sup>ス</sup>世界<sup>ノ</sup>の諸宗<sup>ヲ</sup>を折衷<sup>シ</sup>て新<sup>シ</sup>  
立<sup>ス</sup>る所<sup>ノ</sup>の宗旨<sup>ト</sup>して法王<sup>自<sup>ラ</sup>政治<sup>ヲ</sup>を取<sup>ル</sup>の宗風<sup>ト</sup>」  
なれ<sup>ハ</sup>所謂<sup>テ</sup>「<sup>レ</sup>オクラチ<sup>一</sup>」(神<sup>自<sup>ラ</sup>政治<sup>ヲ</sup>を取<sup>ル</sup>の體裁<sup>ト</sup>」  
して法王<sup>ニ</sup>「<sup>レ</sup>ビガミ<sup>一</sup>」(「<sup>レ</sup>ビガミ<sup>一</sup>」とい<sup>フ</sup>希臘語<sup>ニ</sup>して多<sup>ク</sup>  
妻<sup>ヲ</sup>を蓄<sup>ム</sup>ふとを禁<sup>ム</sup>るふと)の宗旨<sup>ト</sup>は關<sup>セ</sup>せむして即<sup>チ</sup>  
今<sup>ニ</sup>三十二<sup>人</sup>の嫡妻<sup>ヲ</sup>を蓄<sup>ヘ</sup>て歸<sup>ス</sup>る所<sup>ノ</sup>の人民<sup>ノ</sup>は「<sup>レ</sup>大<sup>ニ</sup>  
自由<sup>ヲ</sup>を與<sup>フ</sup>て之<sup>ヲ</sup>を育<sup>ム</sup>養<sup>ム</sup>るふと最<sup>モ</sup>懇<sup>ニ</sup>到<sup>リ</sup>たる故<sup>ニ</sup>  
歐洲<sup>ノ</sup>の暹國<sup>、</sup>瑞典<sup>、</sup>阿蘭陀<sup>、</sup>獨逸<sup>、</sup>佛蘭西<sup>、</sup>葡萄牙<sup>、</sup>俄羅斯<sup>、</sup>土</sup></sup>

耳<sup>ニ</sup>其伊太利<sup>等</sup>の各國<sup>ノ</sup>人民<sup>ノ</sup>の來歸<sup>ス</sup>るもの舉<sup>テ</sup>算<sup>フ</sup>  
べ<sup>ク</sup>と云ふあり爰<sup>ニ</sup>於て米國<sup>ノ</sup>政府<sup>ハ</sup>屢<sup>ニ</sup>兵<sup>ヲ</sup>を向<sup>ケ</sup>  
て之<sup>ヲ</sup>を制<sup>御</sup>せんと欲<sup>ス</sup>れども其度<sup>ハ</sup>毎<sup>ニ</sup>敗績<sup>シ</sup>て  
之<sup>ヲ</sup>を如<sup>ク</sup>奈<sup>シ</sup>ともざる大<sup>ニ</sup>とふし是亦<sup>モ</sup>世界<sup>ニ</sup>於て即<sup>チ</sup>今<sup>ニ</sup>  
種<sup>ノ</sup>の獨立<sup>ノ</sup>宗旨<sup>ト</sup>と云ふべきあり  
土人<sup>皆</sup>曰<sup>ク</sup>此<sup>レ</sup>の「<sup>レ</sup>モルモ一子<sup>ノ</sup>」法王<sup>ノ</sup>の原意<sup>タル</sup>や即<sup>チ</sup>  
今<sup>ニ</sup>都て世界<sup>ノ</sup>一般<sup>ノ</sup>の宗旨<sup>ヲ</sup>を見<sup>ル</sup>る何れも萎<sup>ニ</sup>腐<sup>ニ</sup>却<sup>テ</sup>極<sup>ニ</sup>  
まりしなれ<sup>ハ</sup>大活眼<sup>ヲ</sup>を以て諸宗<sup>ヲ</sup>を折衷<sup>シ</sup>て一大新<sup>シ</sup>  
宗<sup>ヲ</sup>を建立<sup>ス</sup>せんとするものにして而して其<sup>ノ</sup>開拓<sup>ヤ</sup>  
衆庶<sup>相</sup>和<sup>シ</sup>上下<sup>相</sup>扶<sup>ケ</sup>て日<sup>ニ</sup>隆盛<sup>ニ</sup>する南<sup>ノ</sup>の方<sup>ニ</sup>と追

追擴張をせむ他日必む一大宗國となりて亞米利加洲政治の反對は屹立を有るんと云々せり即今亞米利加の現況は大略此の如しと雖も今因は此の國の基源を略陳せり千七百年代の始は當りて英人北亞米利加の海岸は於て一の開拓場を築きしより濫觴ものとして何れも本國の宗旨の爲めは追放されて此の北亞米利加に來りて自分の信心の爲は場所と及び自由を求めて此の開拓は従事をもの年々其數益增多せり爰は於て「カトリック」宗の人の千七百三十年「メリランド」(北亞米利加)は住所

を定め又た「バプチステン」宗の人(「プロテスタン」)にして子供は灌頂を嫌ふ人民あり八千六百三十六年「ロデー」スランドは住居し又た「クエッケル」宗の人(此の宗の人の音樂と説法を用ひぬあり)の千六百八十一年は「カペンシルバニー」エンは住居し又た「ホゲノー」テンの人(是れは佛蘭西の「プロテスタン」宗を云ふ)八千七百年の頃茲は住居を此の如く千六百年代より千七百年代に至る迄歐洲流亡の人民此の開拓場は蟻集るを以て此の地の富饒日々益々旺盛あり爰は於て英國の政府此の亞墨利加より其租税を征らん

とせるを命令したり然るは亞墨利加人民の云  
よハ我カ此の亞墨利加國ハ我等獨立開作する所  
國として猶又た我カ地方より民選議員を英國議院  
へ差出たるも亦なければ吾國と英國とい少し  
も其關係する所あり是より由て此方よの租税を出  
義務もなければ亦英國に於て之を征るべき權利も  
なきありと拒絶したり爰於て千七百七十三年よ  
り千七百八十三年に至る迄凡そ十年の間た英國  
と此の北亞墨利加との自由獨立戰爭を惹き起したり  
此の戦ひは於てや大に功績を現したるもの兩人あ

り其の一ハ即ち有名なる「ジョルジ、ワシントン」あり  
又た其の一ハ有名なる「ジョン、フランクリン」是れ亦  
り此の中華盛頓ハ豪膽不屈智識遠大にして其亞米  
利加軍隊の大主將とありて終に英軍を打退けて其  
戦功を全ふし此の亞墨利加をして全に獨立國たら  
しめたる人あり又た「ジョン、フランクリン」は是ハ兼  
て有名なる「避雷鐵柱」を経験せし卓識有力者ありし  
が親しく華盛頓の事業を弼けて終に其の大功を全  
ふせしめたる人あり是れ此の獨立戰爭より成  
立たる合衆國の素と唯十三ヶ國にして三百余萬の

人口よりありしか其後ち歐洲四方の流亡人が續々  
増多せしより終つて三十八聯邦と及ひ十のテリ  
トリユーム(是をハ聯邦の中より入るもの廿五歳を越  
つたる男子の數が百万以上有ると聯邦中に入りよ  
とを得れども未だ其數は満たざるものをテリトリ  
ユームと云ふあり)より今日の合衆獨立の大國とい  
成れるあり

然り而して此の亞墨利加の如く多くの聯邦よ  
り成立たる國故に合衆國と名くるあり而して其各  
聯邦の一般の大憲法より各其獨權を持て居り

あり其の上へ又た其聯邦毎に各民權憲法を立て即  
ち議院と知事を置て其の知事より其規則を用かせ  
る威勢を全く與へてあるあり而して其の合衆國よ  
り大憲法を立て立法と行政と裁判との威勢を備具  
して其中立法の年々華盛頓府の元老院と代議院よ  
り於て參會する所の「コングレス」(議院)か之を議定す  
るものとを主るあり是に就て其各聯邦より二人の元  
老を元老院へ差出さ故に總計八十二人の「コングレ  
ス」か有り又た代議院より二百九十三人の議員が  
あるあり而して合衆國の副統領が同時に其元老院

の議長とあるあり又た其の「レジデント」大統領の  
此の兩院の多數投票を以て議定せし所の規則にて  
も臨時之を止める「ウェット」禁止する大との権利  
を持つ居り又た其の各一院から出た所の規則議案  
と雖も時諷み由りて其の元へ差度と權利をもち  
て居りあり然かしあうら兩院に於て議員の三分の  
二か其の草案を許諾する時より敢て大統領に關せ  
るとして其れか直ち規則の力らを持ち得るものと  
らるなり而して其の「コング्रेस」あるもの戦争や  
和や商法や通用金や郵便や公借金等の大とを議定

するあとを主るあり然し其れを全く行ひ出た所  
の威勢の唯「レジデント」の手中に在るあり其の  
「レジデント」の四年期を以て選定されて然る後  
復た選ばるゝ大とも有るあり其の居住の即ち華盛  
頓府に在る所の「ワイストフリス」と云ふ白き官舎に  
居り五萬弗の年給を持つ居り又た其の副統領は一  
萬弗を受るあり而して其大統領と同時に海陸二軍  
の上等命令を兼子主るあり其の傍らに五人の參議  
を置いて即ち外務卿と内務卿と海陸二軍卿（海陸二軍  
を一つにして主るあり）と及び郵遞廳と檢事廳との



五省を立て百政を統治するより以上此の如く其の  
政治の「システム」(組織)に於ては修整の則ち修整を  
雖も其の宗教に對する如きに於ては自ら一種の  
所見ありて太だ自由を賦與せられたり是れは由て  
全亞墨利加國に於ては「プロテスタント」「メトジスト」「バ  
プチステン」「クエツケル」「ローマンカトリック」及び「ユ  
テツム」等の宗派の分立する殆んど百數にあらんと  
するあり而して宗旨のおとふ就ては「大政府」の中點  
に於て些少も之を束縛することなく又「プレジデ  
ント」も「コングレス」も之れに就ては少しの威勢も

持むて其れに悉皆各聯邦の事務に屬托してある  
あり爰を以て各聯邦に其の宗旨上ふ就ては「大ある  
自由」を以て用らくことを得るあり然か「あづら」其  
合衆國の大憲法上は於ては唯二つの掟を立てある  
なり其第一「ハ」一つは「役を勤むるか又は信用を受る  
為めか」就て確りたる宗旨を要せると云ふ規則を  
「コングレス」に出すこと「ハ」あらぬあり其の第二「  
國事を立るか又ハ」一つの宗旨を開立するか」就て  
ハ之れを妨げる規則を「コングレス」に出すこと「ハ  
あらぬ」とは二條を立て、宗旨の自由を保護してあ

るあり

其他政教の對係は就ては種々見聞する所少からず  
 且又た之れみ就ては其所見も之れ何りと雖も今  
 唯其概數を略陳して以て即今の津頭は供をるのみ  
 其詳細の如きハ一朝の盡す所は何らされハ下み至  
 て論辨すべきあり  
 偕て亞墨利加國ハ大略所々巡察もせしこと故五月  
 廿八日復た華盛頓府は立歸へり此度ハ「カストリ」  
 と云ふホテル「旅館」は投筈し夫れより寺嶋公使等  
 別を訣して廿九日午後第四時の瀛車にて復々紐育

港は向ひ翌日午前第六時卅分は同港のステーション  
 ヨン「停車場」は到着し即ち午前第九時頃「アストルホ  
 テル」と云ふ旅館に投宿したり此の日ハ別けて牢  
 として昔年亞墨利加南北戦争の時ハ戦死せる軍人  
 の招魂祭はつき亞墨利加全國に休日ありて新軍古  
 軍新旗古旗を翻へて堂々たる軍仗を整列し大樂  
 隊を備へて碑「招魂表」前は行詣るもの凡そ百二三  
 十大隊ありと見受たり是れ即ち亞墨利加流の兵制  
 として平素ハ則ち人民非常ハ則ち軍隊とある  
 實ハ業々我々たる有様あり夫れハ差手置き先途も

太た急ぐまとあれば翌廿一日領事館より別を告げ午  
前第四時廿分「モンゴリ」號の英船に乗じて復た有  
名ある大西洋を越へて歐洲に歸らんことをあり然る  
よ此の大西洋の秋分より冬分の頃だの餘程海面も  
荒立つ由しあれど即今ハ六月廿始めに際して海上  
太た平穩に微塵ある餘葦さへも「ゼーカラック」(船暈)  
の爲め少しも相煩ふあともく凡そ三十五六百  
里の海程を退屈しあがり日々三百七十八里計りの  
行路を進みつゝ霧の爲め一日ハ六七度も海上  
闇夜の如くありしことハ乃り以前に相變らねども

前航より比をれば餘程安逸を覺へたり夫をより十日  
午前第三時頃阿爾蘭の「キュースタル」港に着し爰に  
一泊し翌十一日午前第九時英國「パポール」港の  
セントラールステーションに到着し同く第十時卅  
五分より同所を發車して午後第五時卅分倫敦府の「ミ  
ットランドステーション」の「グランドホテル」に到着  
したり抑此の英國ハ英倫「ウエル」ス「蕪格蘭」阿爾蘭の  
四ヶ國を合して合衆英國と云ふあり又ハ英倫「ウエ  
ルス」蕪格蘭を合して大英國と云ひ又ハ英倫「ウエル  
ス」を合して唯英國と云ふや其の稱號の區別ある兼

て知るべきあり  
偕て此度び英國の在筈ハ大ニ其の見所有らんと  
するを以ての故ニ更ニ「アツパベトフホールプレイス  
と云ふ街の十一番地ある某氏の二階ニ住居を占め  
たり夫れより先づ所々見物を始め「ハイドパーク」と  
云ふ壯大ある大散歩場や「アグリクチャーパール  
と云ふ大博覧所や「ヒツセリーエキスデビション」と  
云ふ大水産博物館や「ケンシントム、ムゼオム」の博覧  
會や「クリスタルハウス」ある水晶宮や「キューガルテ  
ン」と云ふ有名ある王庭や其外上院や下院や「ウエス

トニニステルアーベ」と云ふ寺や「セントポールチ  
ヨルチ」と云ふ倫敦第一の大寺や「ロンドンタオ」と云  
ふ英國古代の城趾等其の見物所の多き獨佛壇露の  
比ニあらず其の上へ右四都の府民ハ蓋一百万五  
人を出てずと雖も即今倫敦府の住民ハ四百餘萬人  
ニ過ぐ都人曰く我ガ都府ハ日ならずして五百萬人  
ニ越えべ」と殆ど米國の紐育(五百萬人餘あり)ニ次  
ぐと云ふべし然り而して其の大道ニ於てや馬車の  
來往する縦ニ三線五線ニ平行絡繹して殆ど數大長  
線を引くが如く(馬車の來往ニ於てハ紐育及び四都

一七八倍と云ふべし是れが爲は八余輩も屢行歩  
を阻隔されて困窮少からざりあり實は世界第一  
の大都府と云ふべきあり夫より同所の「オルゴツ  
ク氏」是れは元と日本始めて開港の時の全權公使  
てありし人にて印度のことと委しき人ありは面  
印度旅行の仕方を聞き其外「アノルド氏」「デウ  
ド」氏等  
の種々の人遇ひ終に倫敦有名ある文學士の「マ  
ドナル」氏を雇切しして英國宗教政治人民の關係  
如何の實際等を取調べし掛りたり  
偕て此の英國宗教の成立を見るは凡そ千五百年前

一七八倍と云ふべし是れが爲は八余輩も屢行歩  
を阻隔されて困窮少からざりあり實は世界第一  
の大都府と云ふべきあり夫より同所の「オルゴツ  
ク氏」是れは元と日本始めて開港の時の全權公使  
てありし人にて印度のことと委しき人ありは面  
印度旅行の仕方を聞き其外「アノルド氏」「デウ  
ド」氏等  
の種々の人遇ひ終に倫敦有名ある文學士の「マ  
ドナル」氏を雇切しして英國宗教政治人民の關係  
如何の實際等を取調べし掛りたり  
偕て此の英國宗教の成立を見るは凡そ千五百年前

天竺行各次行記 卷一 三十七

然り而して此の寺社會比憲法ハカトリック宗とハ  
 大同小異ありと雖も爾來羅馬法王とハ少くも關係  
 を持たざるあり是れより以前ハカトリック宗の經  
 文ハ皆ハ羅匈語よして讀ガ規則で何レを爰に於  
 て英王始て悉く英語を以て之を翻譯せしめ其新書  
 を全國の各寺に賦與して曰く爾來我即ち宗教の最  
 上位に立て法王を兼ね主るべし汝等其旨を領して  
 此の新書を奉ぜよとて全く羅馬法王の全權を奪却  
 致されり  
 是れ即ち英國「プロテスタント」宗の興起する濫觴よ

て「プロテスタント」とハ他國語よして獨逸でハ「ウイデ  
 ルスプレーヘン」と云つて反對せると云ふあとし  
 て即ち羅馬宗に反對するの意を表せり且又た  
 「チエーザルパピイスモス」(帝王よして法王を兼ねこ  
 と此の事ハ他日委く辨ずべし)の制度ハ歐洲に始め  
 て發現せる所以の根原ともありたり次は千五百  
 四十七年よ至りて英王第六世「エドワード」が更ニ「プ  
 ロテスタント」宗を修整して三十九章の宗條を立て及  
 び英語を以て祝文歌書等を製作して大ニ宗義を照  
 明し更ニ一層其の新宗を擴張したり然るに千五百

五十三年<sup>ごじゅうさんねん</sup>に至りて女王<sup>じやうわう</sup>「マリ」即位<sup>きつゐ</sup>して其の先代<sup>せんだい</sup>の本旨<sup>ほんし</sup>を垂<sup>た</sup>戻<sup>り</sup>し大<sup>おほ</sup>又<sup>また</sup>た其<sup>その</sup>「プロテスタン」宗<sup>しゆ</sup>を排斥<sup>たいし</sup>し併<sup>あ</sup>せて其<sup>その</sup>宗徒<sup>しゆと</sup>を残酷<sup>ざんく</sup>に推移<sup>すい</sup>改<sup>か</sup>轉<sup>てん</sup>せしむるに至<sup>いた</sup>れり然<sup>しか</sup>り而<sup>しか</sup>して其<sup>その</sup>羅馬<sup>らま</sup>宗<sup>しゆ</sup>を信奉<sup>しんぱう</sup>さる、所<sup>ところ</sup>の西班牙<sup>いっせい</sup>國<sup>こく</sup>の第二<sup>だいに</sup>「ヒリツプ」と云<sup>い</sup>ふ人<sup>ひと</sup>を招<sup>まね</sup>いて婿<sup>むこ</sup>とせられり是<sup>これ</sup>等の次<sup>つぎ</sup>順<sup>じゆん</sup>を以<sup>もつ</sup>ての故<sup>ゆゑ</sup>に既<sup>すで</sup>に廢<sup>はい</sup>却<sup>きやく</sup>せる羅馬<sup>らま</sup>教<sup>きやう</sup>が復<sup>また</sup>た再<sup>ふた</sup>び煽<sup>せん</sup>揚<sup>やう</sup>せんとするの威<sup>い</sup>ありしが其<sup>その</sup>後<sup>のち</sup>「ヒリツプ」此<sup>こ</sup>の王<sup>わう</sup>歸<sup>き</sup>へされて直<sup>ただ</sup>ち本<sup>ほん</sup>國<sup>こく</sup>の王<sup>わう</sup>とあそり<sup>を</sup>離<sup>り</sup>縁<sup>えん</sup>して之<sup>これ</sup>が爲<sup>ため</sup>に更<sup>さら</sup>に次<sup>つぎ</sup>下<sup>か</sup>の大<sup>たい</sup>變<sup>へん</sup>亂<sup>らん</sup>を惹<sup>ひ</sup>起<sup>おこ</sup>したり其<sup>その</sup>次<sup>つぎ</sup>に女王<sup>じやうわう</sup>「エリサベス」即位<sup>きつゐ</sup>して復<sup>また</sup>た其<sup>その</sup>新<sup>しん</sup>宗<sup>しゆ</sup>「プロ

テスタン」を再<sup>さい</sup>興<sup>きやう</sup>せんことを謀<sup>ま</sup>られたり然<sup>しか</sup>り而<sup>しか</sup>して千<sup>せん</sup>五<sup>ご</sup>百<sup>ひゃく</sup>八<sup>はち</sup>十<sup>じゅう</sup>八<sup>はち</sup>年<sup>ねん</sup>に當<sup>あ</sup>てや西<sup>せい</sup>班<sup>はん</sup>牙<sup>が</sup>王<sup>わう</sup>の第二<sup>だいに</sup>「ヒリツプ」が羅<sup>ら</sup>馬<sup>ま</sup>法<sup>ぽう</sup>王<sup>わう</sup>と竊<sup>ひそ</sup>かに陰<sup>いん</sup>結<sup>けつ</sup>して西<sup>せい</sup>班<sup>はん</sup>牙<sup>が</sup>艦<sup>かん</sup>隊<sup>たい</sup>三<sup>さん</sup>百<sup>ひゃく</sup>艘<sup>さう</sup>を相<sup>あ</sup>率<sup>ひき</sup>ひて激<sup>げき</sup>烈<sup>れつ</sup>憤<sup>ふん</sup>然<sup>ぜん</sup>として英<sup>えい</sup>國<sup>こく</sup>を伐<sup>ち</sup>撃<sup>げき</sup>し其<sup>その</sup>全<sup>ぜん</sup>國<sup>こく</sup>を奪<sup>だつ</sup>掠<sup>りやく</sup>して以<sup>もつ</sup>て其<sup>その</sup>廢<sup>はい</sup>宗<sup>しゆ</sup>を再<sup>さい</sup>興<sup>きやう</sup>せんことを欲<sup>あつ</sup>せられたり此<sup>こ</sup>の戰<sup>せん</sup>や實<sup>じつ</sup>に世<sup>せ</sup>界<sup>かい</sup>に有名<sup>ゆうめい</sup>なる大<sup>たい</sup>戰<sup>せん</sup>闘<sup>たう</sup>にして人<sup>ひと</sup>之<sup>これ</sup>を「アルマダ」の戰<sup>せん</sup>と云<sup>い</sup>ふあり然<sup>しか</sup>りと雖<sup>いへど</sup>も「ヒリツプ」も終<sup>つひ</sup>に其<sup>その</sup>意<sup>い</sup>を果<sup>は</sup>す能<sup>あ</sup>はざりたり其<sup>その</sup>後<sup>のち</sup>千<sup>せん</sup>六<sup>ろく</sup>百<sup>ひゃく</sup>三年<sup>ねん</sup>「ゼームス」王<sup>わう</sup>即位<sup>きつゐ</sup>せり此<sup>こ</sup>の人<sup>ひと</sup>ハ元<sup>もと</sup>と蘇<sup>そ</sup>格<sup>かく</sup>蘭<sup>らん</sup>國<sup>こく</sup>王<sup>わう</sup>よして「ゼームス」第<sup>だい</sup>六<sup>ろく</sup>世<sup>せい</sup>と稱<sup>しょう</sup>せられし人<sup>ひと</sup>あり然<sup>しか</sup>るよ

此の「ゼームス王」に至りて純粹黨各宗相集りて一層  
純粹<sup>ドゥン</sup>成立<sup>たう</sup>故<sup>ゆゑ</sup>は純粹黨<sup>ドゥン</sup>と名<sup>な</sup>くるありの望<sup>のぞ</sup>と又<sup>また</sup>た羅  
馬<sup>マ</sup>教<sup>きやう</sup>黨<sup>たう</sup>との望<sup>のぞ</sup>を失<sup>う</sup>却<sup>かへ</sup>せられたり其<sup>その</sup>の所<sup>ところ</sup>由<sup>よし</sup>ハ此<sup>この</sup>の人  
王<sup>わう</sup>とあれば必ず<sup>かならず</sup>「プロテスタン」宗<sup>しゆ</sup>ハ復<sup>また</sup>た隆<sup>りやう</sup>大<sup>だい</sup>成<sup>せい</sup>る  
ならんと企<sup>き</sup>望<sup>ぼう</sup>せし所<sup>ところ</sup>此<sup>この</sup>の王<sup>わう</sup>ハ母<sup>はは</sup>ハ即<sup>すなは</sup>ち「ローマカ  
トリック」宗<sup>しゆ</sup>の「オルトドクス」(僻<sup>へき</sup>信<sup>しん</sup>家<sup>か</sup>)ある故<sup>ゆゑ</sup>は「カトリ  
ック」宗<sup>しゆ</sup>の者<sup>もの</sup>も亦<sup>また</sup>我<sup>われ</sup>宗<sup>しゆ</sup>の挽<sup>ひ</sup>回<sup>くわい</sup>せんことを企<sup>き</sup>望<sup>ぼう</sup>せられ  
たり然<sup>しか</sup>るは雙方<sup>さうほう</sup>共<sup>とも</sup>み其<sup>その</sup>の意<sup>い</sup>旨<sup>し</sup>ハ如<sup>ごと</sup>く相<sup>あ</sup>運<sup>い</sup>ばざる故<sup>ゆゑ</sup>  
は終<sup>つい</sup>に其<sup>その</sup>の雙<sup>さう</sup>方<sup>ほう</sup>ハ望<sup>のぞ</sup>を失<sup>う</sup>ふに至<sup>いた</sup>り然<sup>しか</sup>るは又<sup>また</sup>た王<sup>わう</sup>  
ガ羅<sup>ら</sup>馬<sup>ま</sup>教<sup>きやう</sup>は對<sup>たい</sup>して其<sup>その</sup>處<sup>ところ</sup>分<sup>ぶん</sup>まざる所<sup>ところ</sup>ハ太<sup>たい</sup>だ嚴<sup>げん</sup>烈<sup>りやう</sup>を極<sup>きく</sup>め

られし故<sup>ゆゑ</sup>は其<sup>その</sup>の教<sup>きやう</sup>黨<sup>たう</sup>ハ中<sup>ちゆう</sup>は於<sup>お</sup>て又<sup>また</sup>た有<sup>ゆう</sup>名<sup>めい</sup>ある「ゴン  
ポードルプロート」(火<sup>くわ</sup>藥<sup>やく</sup>黨<sup>たう</sup>)と云<sup>い</sup>ふ大<sup>だい</sup>變<sup>へん</sup>事<sup>じ</sup>が發<sup>はつ</sup>起<sup>き</sup>した  
り今<sup>いま</sup>其<sup>その</sup>の變<sup>へん</sup>源<sup>げん</sup>を尋<sup>たづ</sup>ぬるに此<sup>この</sup>の黨<sup>たう</sup>ハ全<sup>ぜん</sup>く我<sup>われ</sup>ガ信<sup>しん</sup>教<sup>きやう</sup>の  
爲<sup>ため</sup>に此<sup>この</sup>の雷<sup>らい</sup>火<sup>くわ</sup>を以<sup>もつ</sup>て王<sup>わう</sup>と議<sup>ぎ</sup>院<sup>いん</sup>を打<sup>うち</sup>壞<sup>くわい</sup>して其<sup>その</sup>の本<sup>ほん</sup>  
宗<sup>しゆ</sup>を恢<sup>くわい</sup>復<sup>ふく</sup>せんとい計<sup>けい</sup>謀<sup>ぼう</sup>せるあり然<sup>しか</sup>るは此<sup>この</sup>の事<sup>こと</sup>既<sup>すで</sup>は發<sup>はつ</sup>  
覺<sup>かく</sup>して政<sup>せい</sup>府<sup>ふ</sup>嚴<sup>げん</sup>密<sup>みつ</sup>に其<sup>その</sup>黨<sup>たう</sup>派<sup>はい</sup>を索<sup>さく</sup>捕<sup>ほ</sup>して之<sup>これ</sup>を處<sup>しょ</sup>置<sup>ち</sup>せる  
復<sup>また</sup>た益<sup>えき</sup>太<sup>たい</sup>だ酷<sup>こく</sup>烈<sup>りやう</sup>あり爰<sup>こゝ</sup>に於<sup>お</sup>て全<sup>ぜん</sup>國<sup>こく</sup>の人心<sup>じんしん</sup>新<sup>しん</sup>舊<sup>きゆう</sup>二<sup>に</sup>教<sup>きやう</sup>  
の間<sup>あひだ</sup>は彷徨<sup>たうかう</sup>して其<sup>その</sup>の一定<sup>いつてい</sup>を定<sup>さだ</sup>むる所<sup>ところ</sup>を知らず故<sup>ゆゑ</sup>は國<sup>こく</sup>  
内<sup>うち</sup>も亦<sup>また</sup>夫<sup>また</sup>れ丈<sup>ばかり</sup>に紛<sup>ま</sup>死<sup>し</sup>せしあり然<sup>しか</sup>るは「チャールレス」曾<sup>そう</sup>  
て太子<sup>たいし</sup>たりし時<sup>とき</sup>佛<sup>ふつ</sup>蘭<sup>らん</sup>西<sup>せい</sup>國<sup>こく</sup>の「ヘンリー」第<sup>だい</sup>四<sup>し</sup>世<sup>せい</sup>の女<sup>むすめ</sup>「ヘ



ンリーエダマリヤと云ふ皇女を娶られたり夫きよ  
 就てローマンカトリック宗の者ハ復た更ニ我宗の再  
 興せんことを欣躍されたり爰ハ「ハイチヨルチ及び  
 エルツビシヨッフロード」と云ふ人等が陰然其事を  
 補弼されたりと云ふ然るニ其後「チャーレス」王とあ  
 りて爾來千六百廿年より千六百四十九年の間ニ當  
 りてや是れが爲め國內猶平穩あらず終ニ政府自由  
 と宗旨自由の二黨が勃起して其黨派の者互ニ相駁  
 撃して國內太た抵抗雜紛して國民の戦乱を惹起し  
 たり爰ニ於て政府の威稜も殆ど之れを御し兼ねた

り然るニ其後ち其事情漸々ニ一變して其政府黨と  
 其の宗旨黨が終ニ復た相協合して即ち英王「チャー  
 レス」を其の王宮此前ニ於て之を弑害するニ至れり  
 實ニ傷まじき實況ニ何らずや而して此の時此宗旨  
 黨と云ふものハ概して「エキスコツパー」宗の人あ  
 れども其れハ唯陽面ののみにして其内心ハ皆久しく  
 其舊慣ニ由りて「ローマンカトリック」を深く欣慕を  
 るの心を抱けり此の如く「チャーレス」王死して後「  
 レスピテリアン」と云ふ「プロテスタン」宗是れハ蕪格  
 蘭國の宗旨ありが一時宗權を得んとするニ至りし

天竺行路記 卷一  
が是れよ就て又た「インデペンデント」折衷宗と云ふ  
おとや云ふ一種の「プロテスタント」宗が起りた。英國  
此の間此宗派朋黨は雜擾たる實に奈何とも是るあ  
きよ至れり嗚呼悲むべき哉此の事情變態の委しき  
ことハ一朝起載の盡す所らふあらざるあり其後ち  
千六百六十六年よ至りて王家漸く中興するよ及ん  
でや其の王宗たる「エキスコツペーヂ」の「プロテスタ  
ン」宗か復た全く再興して始めて其處を得るよ至れ  
る英國の宗旨此の時よ至りて恰も靜定するが如し  
是れより後「チャーレス」第一世の子ハ「チャーレス」第

二世の王位を嗣ぐよ及んでや王殊に意を宗旨の鎮  
撫よ銳くせられし由りて英國の宗旨始めて一定  
して其今日よ至る迄正し「エキスコツペーヂ」を以て  
我國教とあすことを得たり爰よ於て民人も亦敢て  
異議を挾む者もあらず嗚呼英國々教の一定するや其  
の容易よ非ざる見るべきあり  
然るに此の英國は國教たる「エキスコツペーヂ」プロ  
テスタントの其の組織を云へば先づ其の國王及び  
女王を以て其宗旨の最上首と相定め置き而して其  
の宗旨上の政府たるや「エルツビシヨツ」二人と「ビ

シヨツフ三十人より成<sup>なり</sup>立<sup>たち</sup>て居<sup>を</sup>るものとせらる<sup>あり</sup>其<sup>そ</sup>の上<sup>う</sup>へ宗<sup>しゆ</sup>旨<sup>ぎ</sup>上の分<sup>ぶん</sup>割<sup>かく</sup>を以<sup>もつ</sup>て其<sup>そ</sup>の全<sup>ぜん</sup>國<sup>こく</sup>を分<sup>わ</sup>けて二<sup>に</sup>部<sup>ぶ</sup>とせらる<sup>あり</sup>其<sup>そ</sup>の第一<sup>だいいち</sup>を「プロビンスオ<sup>フ</sup>カンテルブリ」(即<sup>すまは</sup>ち「カンテルブリ」)とハ高<sup>かう</sup>僧<sup>そう</sup>の支<sup>し</sup>配<sup>はい</sup>と云<sup>い</sup>ふおとなり)と云<sup>い</sup>ふ一<sup>いち</sup>部<sup>ぶ</sup>を置<sup>お</sup>き而<sup>しかう</sup>して國<sup>こく</sup>王<sup>わう</sup>の下<sup>した</sup>たよ於<sup>おい</sup>て此<sup>こ</sup>の高<sup>かう</sup>僧<sup>そう</sup>の其<sup>そ</sup>の分<sup>ぶん</sup>つ所<sup>ところ</sup>の一<sup>いち</sup>方<sup>ほう</sup>は部<sup>ぶ</sup>判<sup>はん</sup>び宗<sup>しゆ</sup>旨<sup>ぎ</sup>の首<sup>かみ</sup>らである<sup>あり</sup>其<sup>そ</sup>の第二<sup>だいに</sup>は「プロビンスオ<sup>フ</sup>ヨーク」と云<sup>い</sup>ふ一<sup>いち</sup>部<sup>ぶ</sup>を置<sup>お</sup>く是<sup>こ</sup>れも又<sup>また</sup>た「エルツビシヨツフヨーク」等を置<sup>お</sup>く<sup>あり</sup>而<sup>しかう</sup>して此<sup>こ</sup>の一<sup>いち</sup>部<sup>ぶ</sup>は地<sup>ち</sup>位<sup>い</sup>ハ其<sup>そ</sup>の第一<sup>だいいち</sup>よりハ一<sup>いつ</sup>層<sup>そう</sup>下<sup>か</sup>級<sup>ききう</sup>に列<sup>れつ</sup>在<sup>ざい</sup>する<sup>あり</sup>而<sup>しかう</sup>して又<sup>また</sup>た上<sup>かみ</sup>は「プロビ

ンツを分<sup>わ</sup>けて若<sup>そく</sup>干<sup>かん</sup>の「シ」(「シ」とハ即<sup>すまは</sup>ち「ビシヨツフ」の支<sup>し</sup>配<sup>はい</sup>を<sup>と</sup>云<sup>い</sup>ふおと<sup>あり</sup>)<sup>す</sup>即<sup>すまは</sup>ち其<sup>そ</sup>の一<sup>いつ</sup>は「シ」ハ中<sup>ちゆう</sup>ちよ「ビシヨツフ」一<sup>いち</sup>人<sup>にん</sup>を置<sup>お</sup>く<sup>あり</sup>又<sup>また</sup>た其<sup>そ</sup>の「シ」を別<sup>わか</sup>けて若<sup>そく</sup>干<sup>かん</sup>は「パリシ」と<sup>を</sup>此<sup>こ</sup>の「パリシ」の中<sup>ちゆう</sup>ちよハ都<sup>みやこ</sup>て寺<sup>てら</sup>が一<sup>いち</sup>ヶ寺<sup>てら</sup>或<sup>ある</sup>ハ二<sup>に</sup>ヶ寺<sup>てら</sup>宛<sup>あて</sup>もある<sup>あり</sup>是<sup>こ</sup>れも就<sup>つぎ</sup>て其<sup>そ</sup>の僧<sup>そう</sup>徒<sup>と</sup>乃<sup>な</sup>學<sup>がく</sup>問<sup>もん</sup>上<sup>じやう</sup>の成<sup>なり</sup>立<sup>たち</sup>や又<sup>また</sup>た寺<sup>てら</sup>の大小<sup>たいせう</sup>階<sup>かい</sup>級<sup>ききう</sup>財<sup>ざい</sup>産<sup>さん</sup>の多<sup>た</sup>少<sup>せう</sup>等<sup>とう</sup>ハ是<sup>こ</sup>れ又<sup>また</sup>一朝<sup>いちぢやう</sup>の盡<sup>つ</sup>す所<sup>ところ</sup>よ<sup>あら</sup>ず委<sup>く</sup>し<sup>く</sup>ハ我<sup>われ</sup>が別<sup>べつ</sup>記<sup>き</sup>の如<sup>ごと</sup>し然<sup>しか</sup>る<sup>よ</sup>總<sup>すべ</sup>て此<sup>こ</sup>の國<sup>こく</sup>教<sup>きやう</sup>の百<sup>ひゃく</sup>事<sup>じ</sup>を統<sup>たう</sup>御<sup>ぎ</sup>する<sup>こと</sup>ハ上<sup>かみ</sup>は二<sup>に</sup>大<sup>だい</sup>分<sup>ぶん</sup>の「プロビンツ」よ<sup>於</sup>て集<sup>じつ</sup>會<sup>かい</sup>する<sup>あり</sup>よ由<sup>よ</sup>りて之<sup>これ</sup>を裁<sup>さい</sup>決<sup>けつ</sup>する<sup>なり</sup>是<sup>こ</sup>れを「コン

ボゲーシヨンの集會を分て二とす其の一を上院とし其の一を下院とさるあり其乃上院中か「カンテリブリー」の上院ハ「エルツビレヨツフ」一人と「ビレヨツフ」廿三人とふよりて成立ものとするあり是れハ上院中「カンテリブリー」プロヒンツの方なり又た「ヨーク」の上院ハ「エルツビレヨツフ」一人より成立ものとさるあり以上述る所ハ即ち是れ上院の組織あり又た次ぎハ下院の組織を云へバ「カセドラル」是れハ「シリ」内ハ一番ハ首ら寺を云ふあり「シリ」の内ハ必ずホの「カセドラル」を置かねハならぬあり

ン(此のジインとハ「カセドラル」の首僧ハ役名よりて「ビレヨツフ」の下たよ立ちて各「シリ」僧の主宰をなすあり)と及び各「シリ」の平僧二人を指出をより成立ものとさるあり此ハ如く上下二院の行政ハ宛も政府ハ上下二院よ於て爲す所と少も異なる所なきあり然かし唯其の國王と議院の許可なくしてハ都て宗教上の法律等を沿革さるホとハならざるを以て其異なる所とさるあり而して是等の集會ハ都て國王の命令よ由りて「エルツビレヨツフ」より召び集めるものとするあり而して其の「エルツビレヨツフ」及び「ビ

シヨツフあるものハ即今在職の大宰相の意見を以て王勅より命ぜらるゝもれとするあり其の上へ其の宗官ハ尤も終身官とせらるゝ以上英國々教ハ概略此の如し其の委しきことハ爰ハ盡す能はざるあり

此の中ハ「ウエルス國の人民ハ元と「サクセン國より來歸したるものより國教ハ英の本國と同じ宗教を用ゆるあり然かし此の人民ハ中ハ國教に屬するものハただ少分より「カルビニスチツクメソジスト宗に屬するものハただ大分とするあり此の宗旨

を千七百廿七年「ポーエルハルヂース」と云へる人が始めて開建せる所あり而して「蘇格蘭國」に於てハ「プレスプテリアン」を以て國教とせらるゝことを許されて居るあり又其の「阿爾蘭」に於てハ國教と云ふものハ全く今ハ無きあり然し其の中ハ最も多數あるハ「ローマンカトリック」宗より「プレスビテリアン」宗に屬するものハただ少分とせらるゝ此の如く英國政府の威稜あるも大英國の國教を都て我國教を以て統一大一定せらるゝとの契はざりハ宗旨ハ猥りハ推移し難きと又た

實<sup>じつ</sup>止<sup>や</sup>む事<sup>こと</sup>を得<sup>え</sup>ざるの情<sup>じやう</sup>實<sup>じつ</sup>ありと云<sup>い</sup>々<sup>々</sup>せり  
然<sup>しか</sup>り而<sup>しか</sup>して即<sup>すなは</sup>ち今<sup>いま</sup>英<sup>えい</sup>國<sup>こく</sup>の宗<sup>しゆ</sup>旨<sup>し</sup>と政<sup>せい</sup>府<sup>ふ</sup>の關<sup>かん</sup>係<sup>けい</sup>は就<sup>つ</sup>き英<sup>えい</sup>  
國<sup>こく</sup>議<sup>ぎ</sup>院<sup>いん</sup>に於<sup>お</sup>て其<sup>その</sup>議<sup>ぎ</sup>二<sup>に</sup>部<sup>ぶ</sup>と分<sup>わ</sup>かると云<sup>い</sup>ふあり其<sup>その</sup>  
一<sup>いち</sup>部<sup>ぶ</sup>を「エスタブリメント」(坐<sup>すわ</sup>り込<sup>こ</sup>む事<sup>こと</sup>云<sup>い</sup>ふ意<sup>い</sup>を)と  
云<sup>い</sup>ふ是<sup>こ</sup>れハ從<sup>じゆ</sup>來<sup>らい</sup>の如<sup>ごと</sup>く政<sup>せい</sup>府<sup>ふ</sup>ハ宗<sup>しゆ</sup>教<sup>きやう</sup>は必<sup>かなら</sup>ず關<sup>かん</sup>係<sup>けい</sup>を持<sup>も</sup>  
つべきもけとをるあり又<sup>また</sup>其<sup>その</sup>一<sup>いち</sup>部<sup>ぶ</sup>を「ジスエスタ  
ブリメント」云<sup>い</sup>ふ此<sup>こ</sup>の「ジス」とハ羅<sup>ら</sup>旬<sup>じゆん</sup>語<sup>ご</sup>にして反<sup>はん</sup>對<sup>たい</sup>  
を顯<sup>あ</sup>る<sup>ら</sup>とあり是<sup>こ</sup>れハ近<sup>きん</sup>來<sup>らい</sup>の改<sup>かい</sup>進<sup>しん</sup>黨<sup>とう</sup>の新<sup>しん</sup>論<sup>ろん</sup>に於<sup>お</sup>て  
政<sup>せい</sup>府<sup>ふ</sup>と宗<sup>しゆ</sup>教<sup>きやう</sup>を引<sup>ひ</sup>き離<sup>り</sup>さん<sup>と</sup>とをるあり即<sup>すなは</sup>ち今<sup>いま</sup>英<sup>えい</sup>國<sup>こく</sup>に於<sup>お</sup>  
て此<sup>こ</sup>の二<sup>に</sup>黨<sup>とう</sup>の中<sup>ちゆう</sup>か議<sup>ぎ</sup>院<sup>いん</sup>に於<sup>お</sup>てハ未<sup>いま</sup>だ何<sup>なに</sup>も決<sup>けつ</sup>定<sup>てい</sup>

せざるあり然<sup>しか</sup>るは一<sup>いつ</sup>般<sup>ぱん</sup>識<sup>し</sup>者<sup>しゃ</sup>の評<sup>ひやう</sup>に曰<sup>い</sup>く是<sup>こ</sup>れ此<sup>こ</sup>の議<sup>ぎ</sup>  
事<sup>じ</sup>たるや國<sup>こく</sup>の爲<sup>ため</sup>めふハ實<sup>じつ</sup>は傷<sup>いた</sup>ま<sup>し</sup>た問<sup>もん</sup>題<sup>だい</sup>である  
事<sup>じ</sup>と又<sup>また</sup>一<sup>いつ</sup>つ見<sup>み</sup>立<sup>た</sup>評<sup>ひやう</sup>に曰<sup>い</sup>く「パーリヤメント」(議<sup>ぎ</sup>員<sup>いん</sup>)  
に於<sup>お</sup>て假<sup>かり</sup>令<sup>れい</sup>は千<sup>せん</sup>人<sup>にん</sup>有<sup>あ</sup>る中<sup>ちゆう</sup>か舊<sup>きゆう</sup>守<sup>しゆ</sup>黨<sup>とう</sup>を五<sup>ご</sup>百<sup>ひやく</sup>人<sup>にん</sup>として  
其<sup>その</sup>の廢<sup>はい</sup>關<sup>くわん</sup>寺<sup>てら</sup>と政<sup>せい</sup>府<sup>ふ</sup>とに議<sup>ぎ</sup>あり其<sup>その</sup>の全<sup>ぜん</sup>數<sup>すう</sup>ハ全<sup>ぜん</sup>く反<sup>はん</sup>對<sup>たい</sup>  
と云<sup>い</sup>ふも可<sup>か</sup>あり又<sup>また</sup>其<sup>その</sup>の改<sup>かい</sup>進<sup>しん</sup>黨<sup>とう</sup>を五<sup>ご</sup>百<sup>ひやく</sup>人<sup>にん</sup>として  
改<sup>かい</sup>進<sup>しん</sup>の議<sup>ぎ</sup>にハ五<sup>ご</sup>百<sup>ひやく</sup>人<sup>にん</sup>皆<sup>みな</sup>同心<sup>どうしん</sup>すと雖<sup>いへ</sup>も其<sup>その</sup>の廢<sup>はい</sup>關<sup>くわん</sup>の  
議<sup>ぎ</sup>に至<sup>いた</sup>りては其<sup>その</sup>半<sup>はん</sup>ハ其<sup>その</sup>の議<sup>ぎ</sup>を唱<sup>とな</sup>げざり其<sup>その</sup>半<sup>はん</sup>ハ未<sup>いま</sup>  
だ全<sup>ぜん</sup>く其<sup>その</sup>の議<sup>ぎ</sup>に左<sup>さ</sup>祖<sup>そ</sup>せざるものありと云<sup>い</sup>々<sup>々</sup>せり  
是<sup>こ</sup>れ等<sup>ら</sup>ハ皆<sup>みな</sup>余<sup>よ</sup>英<sup>えい</sup>國<sup>こく</sup>在<sup>ざい</sup>筈<sup>ばつ</sup>中<sup>ちゆう</sup>親<sup>しん</sup>しく見<sup>けん</sup>聞<sup>もん</sup>する所<sup>ところ</sup>の内<sup>うち</sup>

部の談話より此の以後如何か成行くべきものや  
測り難きあり嗚呼政治宗教上の關係たるや實に天  
下の一大要津と云ふべきあり決して聊爾に見るべ  
たもれよ何らざるあり一朝若し是れを毫釐も誤る  
時ハ他日千里の戾をなす終に大ある國害を惹き起  
す此時に至りてハ如何ある名宰相何と雖も之れ  
を奈何ともあすべからざるべしと澳國某大家氏の  
説より承るなり  
以上陳る所の政教關係の如何ハ畢竟即今英國而  
已此所論よりて都て歐洲一般の議事はあらざれば

決して拘子定規といはざるべし而して此の關係の  
離否よ就てハ世界一般の原理と其一般此議事と實  
際よ就てハ大に見聞する所あれを他日便を待て陳  
すべきあり嗚呼夫れ宗教者政治家よ於てハ深く注  
意をべた所なり  
偕て又た英國政府の其乃宗教よ對するや最も自由  
を與へて以て之れを處置せらるゝあり是きよ由て  
即今大英國よ於てハ其の宗派乃枝立たるもの其數  
殆ど百十八宗よ及べり其れ中か最も可笑ハ近來開  
建する所の「サルベートアルメン」宗あり

此の宗社組織たるや全く軍隊と少しも異なることお  
く即ち先づ「ゲ子ラール」(将官)を置き其の次は「マヨ  
ル」(大隊長)「アシューダント」(副官)「カピテン」(中隊長)「ロイ  
テナンド」(小隊長)「セルジアンマヨール」(曹長)「セルジアン」(軍  
曹)「オンドルオイシール」(伍長)等を制列して其の日曜  
日毎は必ず其の真先きは大樂隊を備へて堂々た  
る大隊行を成せあり而して其の兵卒たるや皆お翁  
さん媪さん大供子供の男女(是れ皆お宗旨の信者な  
り)あり又手は大英國乃大軍行ありと飛出して之を  
觀れば即ち「サルベートアルメン」の軍隊行あり其足

并み等の整頓せる又た全く官隊と異なるおし(備で此  
の如く大軍行を率ひて倫敦府第一の大散步場たる  
「ハイドパーク」と云ふ遊園地に至り先づ大隊旗を樹  
て夫より次第は小隊旗等を所々樹て其の兵卒  
たる翁さん媪さん等を其の旗下に部判し而して其  
の長たるもの各之れに向ふて説法演述をなす實に  
懇到切々たり爰に於て其の衆皆お悉く信受感泣に  
耐へざる實況は復た通常説法乃比はあらざるあり  
余屢々此の實況を見て實に奇異の思ひをなす都て  
宗旨の立方は又た種々乃別方あるもれありと更



は感激をる所ありしなり。偕て此の「サルベートアル  
メン」宗の根原ハ元と亞墨利加國に於て開建せる所  
の宗旨ありしが今より十七年前ハ英國に「ゼ子ラ  
ルブース」と云ふ人が始めて倫敦に於て開立されて  
より此の如く速かき隆大に至りしあり。ゼ子ラール  
とい即ち尊稱し、て實際の軍人ハハ知らされども  
此の社會ハ都て軍隊ニ模擬して立る故ニ其の首ら  
を「ゼ子ラール」と尊稱せるあり而して即今でハ此の  
宗歐洲大陸中へ追々擴張せるに至れり是を即ち宗  
旨の力らとい雖も亦全く其の人乃力らよ由るもの

と見るあり

偕て是を就て之を思ふ。英吉利亞米利加獨逸佛蘭  
西、奧太利露西亞等の大國より其餘の阿蘭陀「ポーラ  
ンド」「エルザツ」「瑞典」「暹國」等の小國に至る迄、凡そ文明  
の各國たるもの其れ宗旨乃「フライハイト」自由を許  
ざる國ハありしなり。此れ如く同じ自由を許さる  
國に於ても獨逸、奧太利露西亞等の大國乃如きハ  
其國教を本宗として其餘ハ宗旨ハ僅ハ一二宗あ  
りて些少も派流支分互ひハ紛鬪雜諍乃甚しきもの  
あることあり。是を以て其の宗教上より見る所の人

情世態も亦ただ沈著して其の治微自ら其の國體も  
影響して大ひは其の平安を補弼する所ありて所謂  
桴鼓其の所を得たるものと云ふべきあり然るは英  
國と亞米利加之二國は如き先づ其の亞米利加を云  
へば即今其の宗派の多き殆ど百餘宗及べり然り  
と雖も其の内部は實況たる未だ英國の如く太だ不  
沈著は至らざるあり又た英國は如きハ即今全く  
百十八宗の過多に至り是れを以て其の宗教上よ  
り見る所は人情世態ある者も亦太だ不沈著にして  
其の宗旨乃内部たる互ひは相屹峙して紛論雜駁終

よ止むべからざるもけ、如きあり而して其の論影  
駁聲の今日上は轉向して又た一種の世變を出現を  
るよ至れり是れは由りて其の外内面より之を觀れば  
英國の如きは強きハ則ち強しと雖も其の内面より  
之を觀る時ハ人情の別々世態の蹇蹇たる實は統一  
は成し兼たるもれ、如し爰を以て蘇格蘭よりハ代  
議負を出して其の合衆英國を離割せんことを主張  
し又た阿爾蘭の人民ハ常は亞米利加に脱逃するも  
け其の若干數と云ふことを知らざるあり是れ皆を  
余が親しく實見する所あり然るは亞米利加之如き

ハ僅カ百數十年來の建國より其の民人たるや悉皆各國異宗の輻集をる所あれば其は固有の信心に任かすと又た其の宗派は多冗に至るとハ眞止むことを得ざる事情は有るべけれども彼の英國乃如きは實ニ堂々たる古國あれば如何ニ自由と云ひながら遙ニ其の御一方より由りてハ斯く迄多冗雜紛ハ至らしめずとも又た成一方は有るべきニ其の事は爰ニ至りしハ嗟乎果して誰の過ちぞや澳國某大家氏の曰く他日奈何とも是るありとハ即ち是れを云ふか然るニ亞米利加の如きハ其の國猶新淺あるを

以ての故ニ其は宗支の紛影未だ太ど其の政體上ハ轉向せずと雖も是れ又た他年の後ハ必ず英國の覆轍を踏まんことハ其は掌を示すが如く實ニ自然ハ勢あり嗟乎二國の爰ニ至るハ他あり餘り宗教ハ自由を過與する此致す所あり天台の教門ハ圓融圓頓と云ふとありて妙觀偏缺あき是きを圓と云ひ妙觀差別あき是れを融と云ひ妙觀速達して異時ニ直らざる是れは頓と云ふあり此の如く其乃觀圓融圓頓ニ達する必ず其の法は在るあれば即ち其の法の如く觀じ觀して即ち其は法ニ乖かざむ法觀共ニ其

の所を得て終了す所不達なることを得る是れを眞  
圓頓眞圓融と云ふあり然るも人或は其の法を誤用  
して猥りよ圓融圓頓の的外不過達して大不其の妙  
所を失却する是れを無度圓頓無法圓融と云ふて終  
は博祭の具とあるあり憾むべき哉今是れを云ふハ  
別のことでハなひ其を此の自由と云ふも亦是れ不  
達なるも道ありて即ち其乃道の如く達して達して其  
の道不乖かされば道達共は其乃所を得て終は其の  
本所不達なることを得る即ち是れを眞の自由と云  
ふあり然るも人苟も其の道を誤用して妄りよ其乃

道外は過達して大は其の本所を失却する時の將た  
是を氣儘自由と云ふんも亦可あらん乎折角自由  
を得て是れを氣儘は誤まり而して是れを許すも氣  
儘は又た是を許さるも氣儘小事を處する時の  
豈惟宗旨の多少は誤るれみあらんや終不國の大害  
を惹き起さん嗟乎宗旨者政治者の是れを憾むべき  
のみ不阿らず其乃國民たる者も亦深く憾むべし哉  
余獨逸奧太利瑞典連國等此間は留笈せし時某數大  
家氏の説を聞くは此の自由と云ふものハ苟も是れ  
を誤得る時ハ大不國乃大害物となき共又た良不

是れを正得る時ハ實ニ國の大治具と成るありと  
是を由りて獨逸の諺に曰く「デアフライハイトイ  
スト、ダス、バステン、バンド、キユーニヒウント、ホルク  
ツ、ザーメンツ、ビンデン」とて是れハ自由と云ふ  
ものハ最も好き紐である帝と人民とを一所結ひ  
附るハと云ふこと、苟も此の意を失する  
時ハ上下離割し人情悞忤して是れを奈何ともあす  
べからざるに至らん然るも若し是を改良し能く領  
得する時ハ上下一致し人情陶和して實ニ國の安寧  
を保守する一大圭臬と云ふべきものあり

借て此の自由を正得るは就てハ凡そ人たるもの  
ハ「エーチツク」(道德)と「ウイツセン」(智識)と「フライハイ  
ト」(自由)と「グライロレヒト」(同權)と「ウングライヒ」(不  
等)と云ふことを知らずんばあるべからざるあり此  
のことハ後編の便を待て陳べべきあり是れ皆を教  
育ニ方比一大基礎あるを宗教者政治家たるも此詳  
悉に知るべき所あり  
此乃他種々陳述したまきことありといへども餘り初  
篇の厚部に至らんことを恐るゝが故に皆悉く之れ  
を次篇に送るなり

10

龍リウ島キウ道ドウ  
天竺テンシク行路コウロ次ジ所ショ見ミ卷クワン一イチ  
終

龍島道天竺行路次所見卷一

